第2期

大阪市地域福祉活動推進計画

令和3年度~令和5年度

令和3年3月 社会福祉法人 大阪市社会福祉協議会

第2期 大阪市地域福祉活動推進計画 策定にあたり

本会では、平成30年3月に「大阪市地域福祉活動推進計画」を策定し、すべての住民の参画と協 働をめざし、地域福祉を推進してきました。

地域福祉の課題は複雑化・多様化・深刻化しており、解決するには多様な主体の参画と協働が欠か せないことから、本会としても、住民同士がつながり、関係機関とも連携し、個々の困りごとに目を 向けたさまざまな取組みを推進しています。特に深刻な生活課題を抱えているにも関わらず声を上げ ることが困難な方々には、普段の暮らしの中で孤立を防ぎ、つながりを大切にしながら地域づくりを 進めているところです。

しかし、令和2年1月に新型コロナウイルス感染症が世界中で流行し、大阪においても急激に感染拡大し、顔を見て集うことが当たり前であった多くの地域福祉活動が、新たな手法や可能性を探らなければ継続できない状況となりました。

このような状況下で、国においては、地域共生社会の実現のため、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創る社会に向けた動きがあり、社会福祉法等の一部改正により、少子高齢化がもたらす子育てや介護の問題、8050問題、地域で孤立しがちな外国につながる市民やひきこもりの方をはじめとする社会的援護を要する人々への支援の問題等、住民の複合課題に対応するため、包括的な支援体制を整備する「地域づくり」「参加支援」「相談支援」を一体的に実施する新たな事業の枠組みが創設されました。

第2期 大阪市地域福祉活動推進計画では、これらの社会情勢や政策の変化を踏まえながら、住民自身が主体となり、地域の福祉課題を把握し、つながりを絶やすことなく、ともに暮らしを支え合う活動を継続し、さらに拡げるため、地域福祉推進の方向性と活動の実践方法をより具体的に示し、私たち一人ひとりが安心して暮らし続けることができる地域づくりをめざします。

目 次

第1章	第2期 大阪市地域福祉活動推進計画の位置づけ	3
第2章	大阪市の地域福祉を取り巻く状況	9
第3章	地域福祉推進に向けた基本目標	13
第4章	大阪市社協・各区社協の取組み方針	23
資料編	1 用語解説 3 2 本計画の策定過程 3 3 大阪市における地域福祉にかかる実態調査結果 3 4 外出自粛高齢者・障がい者等見守り支援事業の住民調査結果 4 5 第1期 大阪市地域福祉活動推進計画 評価結果概要 5	37 39 45
	6 大阪市地域福祉活動推進委員会要綱及び委員名簿	59

第 1 章 第 2 期 大阪市地域福祉活動推進計画の位置づけ

1 計画の策定背景

大阪市社会福祉協議会(以下「市社協」という。)では、平成30年3月に大阪市地域福祉活動推進計画(以下「第1期推進計画」という。)を策定し、平成30年度~令和2年度の計画期間において地域福祉の推進に向けた3つの重点目標「地域福祉を担う人を拡げる(担い手)」「人が集い・つながる場を拡げる(居場所)」「地域で見守り・気にかけ合う関係を拡げる(見守り)」を中心に、各区の社会福祉協議会(以下「区社協」という。)や地域福祉に関わる方々とともに、従来の活動の継続、発展に向けた取組みとあわせて、新たな地域福祉の取組みを推進してきました。



計画期間で掲げた具体事項については、計画の評価・検証を通して、引き続き残された課題や、これまでの取組みの方法等が困難な場合もあることから、地域を取り巻く状況や課題を改めて確認し、引き続き取り組んでいく必要があります (P. 6:第1期 推進計画の推進状況(主な取組み・評価結果)参照)。

よって、計画の位置づけや推進の仕組みについても整理し、地域福祉活動と社協活動について、今後の3年間で取り組む方向性を示す計画として、第2期大阪市地域福祉活動推進計画(以下「第2期推進計画」あるいは「本計画」という。)を策定します。

2 計画期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間

3 計画の基本理念

「つながり・支え合うことができる福祉コミュニティをつくる」

私たちは、身近な地域の中で、個々の生活の困りごとや生活のしづらさを"私たちの問題"として捉え、多様な主体の参加・協働を積極的にすすめることにより、互いにつながり・支え合い、一人ひとりの人権が尊重され、安心して暮らし続けることができる地域づくりをめざします。

4 計画の位置づけ・構成

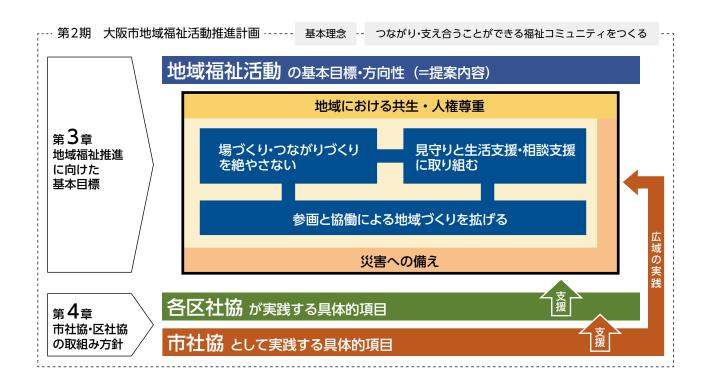
第2期 推進計画は、地域福祉を進めるため、地域住民、地域団体や関係機関、社会福祉施設、NPO、企業、学校等の多様な民間活動の実施主体が協働して取り組んでいくための目標や方向性を示すため、市社協が策定する計画です。

その中で、多様な主体の活動の支援あるいは推進役である市社協・区社協が実践する取組みを掲げています。

第1章では計画の位置づけを、続く第2章は、大阪市の地域福祉を取り巻く状況についてまとめたうえで、第3章で地域福祉活動の基本目標を掲げています。最後の第4章では、地域福祉課題や社会情勢の変化等を踏まえ、市社協として重点的に実践する具体的な項目と各区社協が共通して重点的に実践する具体的な項目をまとめています。

第2期 推進計画に掲げた重点的に実践する項目は、基本理念に基づき、予算化された個別事業を通して実践できるよう、市社協及び区社協の事業計画に反映して推進します。特に今回新たに盛り込んだ点として、住民に身近な各区での実践をより強化することができるよう、地域特性や課題に応じた区社協ごとの推進方針(巻末のA3資料参照)を立てて事業を進め、市社協は区社協事業の進捗状況を踏まえて取組みを支援します。

なお、大阪市が策定する「第2期 大阪市地域福祉基本計画」と、理念や方向性を共有し、協力・連携しながらともに地域福祉を推進します。



5 計画策定及び推進・評価の方法

計画策定にあたり、地域福祉活動の方針・目標や地域福祉を推進する役割を担う市社協・区社協で 実践する具体的な項目を検討するため、区社協職員、学識経験者で構成する策定会議を設置し、区社 協における過去10年間の区や地域の状況、取組みを改めて振り返るとともに、10年後を見据えて、 重点的に継続あるいは新たに進めていくべき取組みを本計画に反映しました。

策定会議で検討した本計画の素案は、区社協代表者、社会福祉事業を行う者、社会福祉活動を行う者、 学識経験者等で構成する「大阪市地域福祉活動推進委員会」で、それぞれが連携・協働する主体として、 さまざまな視点や角度からの実践や意見を反映し、最終案を確定しました。

また、新型コロナウイルス感染症により、生活全般において大きな影響を受け、緊急時にもつながりを絶やさないため、令和2年度に取り組んだ「外出自粛高齢者・障がい者等見守り支援事業」(大阪府交付金事業)の一環として住民調査を実施し、その結果から見えた住民が望むこと、社協に求められていること等も計画内容の検討にあたって反映しています。(詳細は P. 45~50参照)

本計画の推進に係る具体的事項は、市社協・区社協の事業計画で明確にするとともに、より多くの 地域住民や企業、団体等と本計画を協働・実践する必要があることから、あらゆる機会を捉えて積極 的に発信し、多様な主体の参画と協働を呼びかけていきます。

進捗管理・評価については、市社協・区社協はより具体的な実践について、共通様式を用いてPDCAサイクルを活用して振り返り、大阪市地域福祉活動推進委員会で評価・検証しながら見直し等が必要な場合は、変更も行い計画的かつ柔軟に取り組むことで実効性あるものとして、着実に進めていきます。



▲第43回 大阪市地域福祉活動推進委員会(令和3年2月開催)

第1期 大阪市地域福祉活動推進計画の推進状況(主な取組み・評価結果)

■ 推進・評価項目の全体像

- ●第1期 推進計画では「地域福祉を担う人を拡げる(担い手)」「人が集い・つながる場を 拡げる(居場所)」「地域で見守り・気にかけ合う関係を拡げる(見守り)」という3つの 重点目標に沿って、「市社協が中心となり進める事項」として12項目を掲げ、3年間を 通して評価・検証しながら計画的に推進しました。
- ●また、市内の民間活動の推進状況を把握するため、3つの重点目標を軸に、区社協から「各 区における特長的な取組み」を集約しました。

■ 評価方法・プロセス

- ●「市社協が中心となり進める事項」は独自の評価シートを用いて、項目・年度ごとに設定した「めざす状態像」や取組み計画を定め、実績や到達点について可能な範囲で数値化し、具体的な取組みの経過や結果に対して分析・考察しました。
- 2年目以降は、区社協から「各区における特長的な取組み」について集約し、成果·効果、 見えてきた課題、今後に向けての視点などを取りまとめました。
- → 以上について、推進委員会委員と外部委員で構成する「評価会議」(計5人)を開催し、 3年間にわたって段階的に評価・検証しました。

■ 評価結果の総括

- ●「市社協が中心となり進める事項」(12項目)の3年間の総合評価を見ると、①達成度は、A「目標が十分達成できた」が7項目、B「ほぼ目標通りであった」が5項目であり、ほぼ目標を達成できたと総括できます。(S「きわめて高い成果が得らえた」とC「課題が目立った」は該当項目なし)
- ●一方、②今後に向けては、A「順調でありこのまま推進すべき」は4項目、B「一部再 検討が必要」が8項目であり、新たな課題が見えてきた項目もあります。(C「抜本的な 見直し」は該当なし)
- 3年目には、新型コロナウイルス感染症の影響により、活動・事業の中止や形態変更が続き、2年目までは順調であっても最終年度に計画通りの推進が難しくなった項目もありました。そのような状況も踏まえつつ、評価会議では、コロナ禍であるからこそ得られた気づきや見えてきたことを活かして、今後につなげていくポイントを確認しました。

■「市社協が中心となり進める事項」の評価結果一覧について

	市社協が中心となり進める事項	3年間の総合評価	
	川江伽が中心となり足のる事項	①達成度	②今後に向けて
1 – 1	1 地域福祉活動者研修体系の構築 B		В
1 – 2	住民相互の助け合い活動(生活支援サービスな ど)の展開に向けた支援		В
1 – 3	-3 社会福祉法人の地域における公益的な活動の推進に向けた支援		В
1-4 企	企業・商店の地域貢献に向けた取組みへの支援	А	А
1 – 5	市民後見人の養成・支援	В	А
1 – 6	大阪市ボランティア活動振興基金の重点的な助成 による支援	А	В
2 – 1	2-1 地域こども支援ネットワーク事業の実施		В
2-2 多様な形の	多様な形の居場所づくり実践事例の収集と発信	А	А
2-3 大阪市ボランティア活動振興基金や共同募財源を活用した居場所づくりへの重点的なよる支援		А	В
3 – 1	地域支援機能と一体となった地域における見守り 活動の推進に向けた支援 A A		
3 – 2	地域における相談支援体制の充実に向けた取組み	也域における相談支援体制の充実に向けた取組み A B	
3-3	複合的な課題を抱える住民に対応する相談機関の 全市的な連携強化 B B		В

※評価結果の基準

	①達成度(S~C)	②今後に向けて(A~C)
S	きわめて高い成果が得られた	
Α	目標が十分達成できた	順調でありこのまま推進すべき
В	ほぼ目標通りであった 一部再検討が必要	
С	課題が目立った	抜本的な見直しが求められる

■ 今後に向けて

- ●項目別にみると、「1-3 社会福祉法人の地域における公益的な活動の推進に向けた支援」及び「2-1 地域こども支援ネットワーク事業の実施」の2項目は、評価結果を踏まえて、第1期 推進計画での積み重ねをもとに、市社協としてさらなる推進を図ることが特に必要であると考えるため、第2期 推進計画では、第4章の市社協として実践する具体的項目で独立した項目として引き続き設定します。
- ●他の10項目については、複数の項目を統合して項目設定する、あるいは区社協としての具体的項目の推進支援として位置づけるなど、一定整理を図り、いずれも評価結果を活かしながら市社協として引き続き取組みを推進します。

(評価結果の概要は P. 51~58参照)

■「参画と協働のための地域福祉ガイドブック」の作成について

- ●市社協では第1期 推進計画の3年間を通して、「参画と協働のための地域福祉ガイドブック」を計6テーマで作成・発信してきました。
- ●いずれも市社協ホームページ内の「大阪市地域福祉活動推進計画」ページからダウンロードできます。今後の活動推進に、引き続き積極的にご活用ください。













市社協ホームページ内「大阪市地域福祉活動推進計画」 https://www.osaka-sishakyo.jp/suisin_keikaku/



第2章 大阪市の地域福祉を取り巻く状況

私たちは、普段の暮らしの中で、だれもが自分らしく安心して暮らしたいと望んでいます。しかし、 誰もが人生のあらゆる場面で、さまざまな生活の困りごとが生じる可能性があり、ひとりで解決でき ることもあれば、誰かの支援を得ることで解決することもあります。

近年、核家族化が進み、隣近所との顔の見える関係、地域での住民同士の自然なつながりが弱まりつつあります。その一方で、地域生活課題は複雑化・多様化しており、深刻化した課題も見られます。 これらを解決するために、住民、関係機関、専門家等が力をあわせた、連携・協働による支え合いがより一層重要になっています。

1 「大阪市における地域福祉にかかる実態調査」の結果から

大阪市が実施した「大阪市における地域福祉にかかる実態調査」(18歳以上の地域住民を対象として8,000人を無作為抽出、うち回答者数2,561人。詳細はP.39~44参照)の結果をもとに、大阪市の地域福祉推進の現状を見ていきます。

住民同士の支え合いや、つながりの希薄化

普段の暮らしの中で、つながりを感じる場面は一定数の住民が感じてはいるものの、実際に助けたり、助けられたりの関係や行動にまでは至っていない人が非常に多くなっています。互助的な関係が希薄になれば、一人暮らし高齢者や認知症高齢者、子育て世帯、引きこもり状態にある人等、私たちが暮らす地域社会の中で孤立がうまれ、ここから虐待や孤立死などの問題にもつながっていく可能性があることや、課題がさらに深刻となり、ますます困難な状況に陥ることも考えられます。

また、住民の多くは地震等自然災害の被害も実際に経験しており、災害に備えて普段からつながりを作る必要は感じてはいるものの、近隣住人を知ろうとする動き、あるいはつながりづくりに関する何らかの活動には参画しないという人が多くなっています。それぞれが「助け上手、助けられ上手」になり、無関心をなくすことが必要です。

活動の担い手不足の深刻化

活動者の担い手不足は、平成16年3月に市社協で策定した「大阪市地域福祉活動計画」でも課題として推進項目に掲げており、約15年経過した現在においても、解決の手法を模索しながら取組みを進めています。原点に立ち返り、地域活動への参画を拡げるには、「地域住民と様々な機関・団体などが互いに協力し、自分が好きなこと、得意なこと、わずかな時間でもできることから始められる場を増やしていく」取組みを、戦略を持ちながら進めていく必要があります。

また、地域活動そのものを知らない人も高い割合になっており、あらゆる機会を通じての参画と協働に向け、多世代に対し効果的な広報啓発を行っていくことが大切です。

見守り活動の必要性についての理解は浸透しているが、具体的な地域の見守り活動の認知度は十分とは言えない

こどもの登下校の見守りや暮らしの身近な場所での集まりの場(食事会やサロン活動など)での見守り、民生委員・児童委員による戸別訪問による見守りなど、さまざまな形での地域の中で助けが必要な人や気がかりな人を対象に見守り活動が行われており、多くの住民が必要であると感じています。

大阪市では、平成27年度から「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」が開始され、約85,000人の同意を得た住民の名簿を中心に、区社協、民生委員・児童委員、住民、行政等が協働して地域での見守りを行っています。本事業の開始以降、大阪市域も台風や豪雨の影響で安否確認が必要な場面が何度かあり、この時も常日頃の見守り活動が基盤となり、いち早く住民同士の安否確認が行われたことが報告されました。

一方で地域の見守り活動を全く知らないという人も一定数あることが確認され、いつ起きるか予測できない災害も見据え、住民一人ひとりの意識を高め、地域での協力者をさらに増やしていく継続的な取組みが必要です。

以上の内容からも、第1期推進計画で掲げていた「担い手」「居場所」「見守り」の3つの重点目標は、この間の状況変化を踏まえた対応も反映し、継続して推進していくことが大切です。

2 新型コロナウイルス感染症がもたらす影響

令和2年1月頃から新型コロナウイルス感染症が拡大し、第2期 推進計画策定(令和3年3月)時

点では終息の兆しは見えず、私たちは年齢や属性に関係なく、国が示す新しい生活様式に沿った暮ら しを余儀なくされています。

例えば、こどもたちは休校期間が長期にわたり、学校が再開しても、学校行事の縮小やクラブ活動の制限など、大きな影響を受けています。

人が集い、ふれあい、顔を合わせて交流することが醍醐味の地域活動も制限されるなど、これまで にない事態となり、先が読めないうえ、思いを交わし合うための集まりすら難しい状況が続いています。

高齢者の方々は、外出自粛解除後も楽しみにしていたサロン活動などの休止が続き、感染防止のために外出を控える人も増え、運動不足から起こる体調の変化や他者とのコミュニケーション不足から気持ちが落ち込み、閉じこもりがちになる人が増加するなど、深刻な問題となっています。

全国的にも先駆的な取組みである高齢者食事サービスは、約50年間、小地域(おおむね小学校区)を単位として市内約300地域で実施されていますが、みんなでおしゃべりを楽しみながらの会食が難しく、多くの地域で休止あるいは配食など別の形での実施となっています。

このような状況の中、それでもつながりが途切れることなく、お互いの暮らしを気にかけ合うには、何ができるのか。地域で話し合う場を持ち、つながりを絶やさないために、活動方法の切替えや、感染予防に留意した場づくりに取り組むなど、形を変え、さまざまな実践が続けられています。市社協では、冊子「コロナの中でもつながる方法」の作成・発信を通して、コロナ禍で可能な形でのつながりづくりを提案するとともに、「外出自粛高齢者・障がい者等見守り支援事業」(大阪府交付金事業)などを通して、この状況に応じた地域福祉活動の支援を模索してきました。

また、社会経済活動も大きく落ち込み、社会復興は想像以上に長期化することが予測されます。経済の低迷は生活基盤を脅かし、社会的



▲冊子「コロナの中でもつなが る方法」

なつながりの弱まりと重なることで、困りごとを抱えたまま孤立してしまう人が増加することも懸念されます。住まいや仕事、こどもの学習の機会など、生活にさまざまな影響が広がる中、これまで「福祉」の範囲に限定した概念や制度、しくみを超えて、課題解決の方策を考えることが求められています。

災害については、従来は地震や台風など自然災害を中心に考えてきましたが、この度の新型コロナウイルス感染症のように予期せぬ災いとこれに係る直接的・間接的被害も広い意味では災害と捉えることができ、私たちの生活に大きく関係するものです。以上のようなコロナ禍における状況と、今後予測されることについても目を向ける必要があります。

3 「つながり・支え合うことができる福祉コミュニティづくり」をめざして

大阪市では、おおむね小学校区を単位としてさまざまな地域福祉活動に取り組んでおり、その源流は地域社会福祉協議会が昭和40年代からの実践してきたモデル地区事業にあります。そこから多くの小地域活動が生まれ、歴史的な基盤を強みに、時代に応じた変化を重ねながら住民同士の助け合い活動が現在に継承されています。

今、国が示している地域共生社会の理念は、支える側、支えられる側の概念を取り除き、誰もが役割を持ち、活躍できる社会の実現をめざすものです。これは古くからこの大阪の地で多くの住民が、誰かの困りごとは他人事ではなく、自らが関わり、住民同士のつながりにより課題を解決すること、そのような活動を自発的・主体的に立ち上げ、根づかせてきた歴史そのものの取組みや思いと大きく重なります。

地域福祉を推進する中核的な役割を担う社会福祉協議会は、住民主体の理念のもと、地域共生社会を実現するための「つながりの機会を増やす、孤立をつくらない取組み」に対する継続的な支援や、「多機関協働やネットワークづくりの推進」への中核的役割、これまでの相談支援の蓄積をいかした「あらゆる相談を受け止める」ことなどを重層的に推進していくことが求められています。

このような状況を踏まえて、身近な地域の中で、一人ひとりの生活の困りごとや生活のしづらさに目を向け、多様な主体の参画のもと、住民と関係機関・専門職等がともに課題解決に向けて話し合い、活動を展開する――「つながり・支え合うことができる福祉コミュニティづくり」の実現に向けた目標や方向性について、続く第3章で提案します。

第3章 地域福祉推進に向けた基本目標

これまでの推進状況や、社会情勢、地域における暮らしの変化を踏まえて、本章では、地域福祉活動を推進していく方々と社会福祉協議会がともに推進していく目標を提案します。

地域福祉活動は、地域住民の気づきや発意から、人と人とがつながり、暮らしを支え合う取組みを 展開するものです。本計画では、地域福祉活動について広く捉えて、主に次のような活動を想定して います。

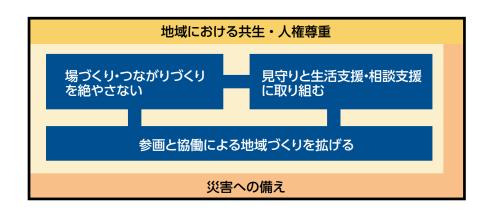
□ 小地域福祉活動(身近な地域での居場所づくり、見守り活動、交流イベントなど)
□ 民生委員・児童委員、市民後見人等による活動
□ ボランティア・市民活動(ボランティアグループ・NPO・個人 ※在勤・在学者含む)
□ 社会福祉法人による地域における公益的な取組み
□ 企業・商店・学校・各種団体等による社会貢献・地域貢献活動 など
* 複数の主体(個人・団体)のネットワークによる共同取組みや、行政・社協・専門機関と連携・ 協働した取組みもあります。

活動の中には、当初から具体的な地域生活課題の解決をめざした取組みもあれば、漠然と「何かしたい」といった思いや仲間づくりから出発して、身近な範囲でのつながりの充実や孤立防止、新たな課題への気づきや次なる活動へと展開するものもあります。

いずれの活動も、「自発性」「主体性」が基本であり、活動ごとの背景・目的は異なるものですが、 地域福祉活動に関わるみなさんが、本章に示す内容を参照しながら、日頃の活動を振り返り、新たな 一歩を踏み出す、あるいは今までの活動の意義を確認しながら、継続・発展させていく手がかりとし て活用していただければ幸いです。

[※]市社協、区社協は、民間活動の主体の一つであり、先駆的・開発的な視点をもって、地域福祉を推進する実施主体として直接地域福祉活動を担う場合もありますが、主として、先にあげた多様な主体による活動を支援する、あるいは相談窓口として個別の相談へ対応して解決を図る役割を担うことから、本章とは別に、具体的な取組み計画について第4章にまとめています。

1 地域福祉活動の基本目標の全体像



●第2期 推進計画では、地域福祉活動の推進に向けての3つの基本目標として、(1) 場づくり・つながりづくりを絶やさない、(2) 見守りと生活支援・相談支援に取り組む、(3) 参画と協働による地域づくりを拡げるを提案します。これらは第1期 推進計画の3つの重点目標「人が集い・つながる場を拡げる(居場所)」「地域福祉を担う人を拡げる(担い手)」「地域で見守り・気にかけ合う関係を拡げる(見守り)」(※)をそれぞれ包含し、より広く捉え直したものです。

(※第1期 推進計画は担い手、居場所、見守りの順で掲載していたものを上記のとおり再編)

- ●基本目標の(1)~(3)は相互に関連するものであり、例えば「(3)参画・協働を促進することで、(1)場づくりや(2)見守りなどの具体的な活動が一層推進されること」、「(1)つながりの場の参加者から(3)担い手として参画することや、(2)互いに見守り・気にかけ合う関係が生まれること」、「(2)見守りや相談支援の対象となる人が、(1)つながりづくりの場に参加したり、(3)担い手として参画すること」などがあげられます。
- これらを推進するにあたっておさえておきたい2つの視点として、「地域における共生・人権尊重」 と「災害への備え」をあげています。この視点を念頭に置き、(1) ~ (3) の実践を積み重ねながら、 常に確認し続けることが大切です。
- ●一つの活動ですべてを満たす必要はありません。「これまでの活動は、どの部分に重きを置いたものだったのか」「これからどの部分を伸ばしていくことができるのか」など、自己点検や話し合いを通して、今後に向けて考えるきっかけとしてください。

2 3つの基本目標

(1) 場づくり・つながりづくりを絶やさない

①可能な形で場づくり・つながりづくりを続ける(始めてみる)

新型コロナウイルス感染症の影響により、居場所、特に飲食を通じて交流することについて、これまでの形で続けることが難しい状況になりました。必ずしも同じ形でなくても、拠点で物品を配付する、時間や場所を工夫して密にならずに集まる、感染リスクが少ない形や十分な対策により集まるといった柔軟な発想により、人と人とが顔を合わせ、つながりをつくる場面を可能な形でつくっていきましょう。



▲コロナ禍で新たに立ち上がった、多世代が集う居場所(港区)

②オンラインツールの活用など、つながる、届けるための方法・選択肢を広げる

集まりづらい状況は、従来の活動 方法に、「オンライン会議システム やSNSの活用」「お弁当や物品の 配付のための訪問」などをプラスす る契機にもなり得ます。対面で直接 集まることの重要性は変わるもので ありませんが、新たな選択肢を取り 入れてみることで、その方法に合っ た人との新たな接点ができたり、物 や情報を届ける際のやりとりから暮 らしの様子をうかがえたりと、新た



▲各地域の拠点をつないで「地域WEB勉強会」を開催(中央区)

な関係性や気づきが生まれる可能性もあります。

③生活上の課題を抱える人のつながりづくりや参加をサポートする

「参加はどなたでも」という場であっても、気づけば自ら参加しやすい人、元々つながりが豊富な人だけになることもあります。だからこそ、生活上の課題や悩みを抱える人たちが、つながることができる新たな場をつくり出したり、既存の場に参加しやすいサポートが大切です。同じような課題を抱える仲間同士でつながる、社会生活を営む力や関係性を育む、役割を持つこともあれば、その場に居るだけでもいいなど、さまざまな形が考えられます。



▲同じような悩みを抱える人同士が集う「もの忘れの気になる人の会」(旭区)

④つながりづくりの延長で見守り・気にかけ合い、孤立を防ぐ

場づくり・つながりづくりを通して、顔を合わせて会話や交流をすることは、お互いに見守ること、孤立を予防することにつながります。新型コロナウイルス感染症に伴い、誰もが暮らしに影響を受け、地域福祉活動の開催頻度・方法が変動しがちな状況の中で、これまでとは異なる切り口から生活上の変化に気づく可能性もあります。



▲会食会が開催できない中で、ボランティアが見守りを兼ねてお弁当を お届け(此花区)

(2) 見守りと生活支援・相談支援に取り組む

①さまざまな担い手が連携して、気づく、つなぐ、見守る

大阪市内の各地域では、さまざまな人・団体が"見守り"を意識した活動を推進しています。身近な地域の中で、何らかの支えが必要な人に気づくこと、必要な時には専門機関等につなぐこと、そして、住民同士で暮らしを見守ることが大切です。集いの場や、企業・商店との連携も視野に入れて、多様な見守りの担い手が連携して話し合う、情報共有する場をつくることで、地域ごとによりよい見守り・見守られる関係や、体制づくりができます。



▲地域内で話し合いながら見守りに関する全戸アンケート調査を企画・ 実施(住之江区)

②一人の暮らしを支えるために住民と専門職が連携する

生活上の課題を抱えた人の暮らしを支えるには、住民が身近な地域の中でできることもあれば、専門職がしっかりと果たすべき役割もあります。住民(地域団体等)と専門職が、お互いのことを理解し、強みや役割を意識しながら連携できる体制をつくることで、一人ひとりがより安心・安全に暮らせる地域へとつながります。生活者が抱える課題も、相談窓口も「多様化」している中で、専門職同士の連携も重要です。



▲地域のボランティアや地域福祉活動サポーターと福祉専門職による同行訪問(東成区)

③困りごとや不安の解消につながる選択肢を広げる

住民の参画やさまざまな団体・企業・社会福祉施設等との協働により、多様な困りごとや不安を解決するための選択肢を広げることができます。例えば、ちょっとした困りごとを有償で助け合う仕組み、地域で買い物の拠点をつくる取組みや移動販売、移動支援、生活に困難を抱える人への食事配付(フードパントリー)などがあります。ニーズの充足だけではなく、「お互いさま」の精神で、人と人とのつながりを豊かにする要素を含んでいます。



▲「スーパーまで遠くて買い物に困っている」の声から移動販売 を実施(平野区)

④支援体制が十分でない困りごとに目を向けて解決をめざした動きをつくる

地域の中では、なかなか解決に結びつかない課題や、少数であっても見逃せない課題に気づくことがあります。こうした課題に対して、個別に対応するとともに、同じような状況にある人を支える手立て、つながるための仕組み、サポートできる体制などを考える必要があります。一団体としてできることだけではなく、話し合いの場や、専門性をもった民間団体や相談窓口とのネットワークをつくることで、解決に向けた力が高まります。



▲区社協の窓口を訪ねる人の声から始まった、誰もが気軽に集い、 話せる場「cafeま~ぶる」(都島区)

(3) 参画と協働による地域づくりを拡げる

①活動を楽しみながら続ける

新型コロナウイルス感染症の影響により、継続・存続の危機に直面している活動もありますが、これまで積み重ねてきた活動には、簡単には構築することができない「人と人」「人と地域」のつながりや、住民のパワーが蓄えられています。改めて「自分たちの活動」という意識を確認し、活動を楽しみながら続けることは、活動者自身の生きがいやつながりづくり、介護予防にもなり、参加者や対象者に届けられるものも大きくなります。



▲講座をきっかけに立ち上がった「60歳からのカラダのつくり方サークル」(西区)

②新たな人・団体が参画しやすい入口・接点をつくる

「担い手を拡げる」ことは永遠の課題とも言えますが、新たに参画しやすい入口・接点や、関われる場面をつくることを心がけましょう。住民だけではなく、在学・在勤者や企業・商店、社会福祉施設、NPO、学校等も地域づくりへの思いや、さまざまな強み、参画の可能性があります。参画してほしい世代や属性などをイメージして、興味・関心ごと、趣味や遊び心を取り入れた企画を考えたり、ターゲットに合わせた情報発信の方法にも目を向けてみましょう。



▲男性シニアボランティアグループと地域のこどもたちが芋ほりを通じて世代間交流 (鶴見区)

③活動を担う人同士で話し合う場をつくり続ける

地域福祉活動には、活動そのものだけではなく、「学びの場」や「話し合いの場」をつくることが大切です。時には専門職も交えて話し合うことで、活動を振り返り、課題やアイデアを共有すること、具体的な動きをつくることへつながります。新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、活動が通常通り進めづらく、柔軟な対応や丁寧な合意形成が必要な今、話し合う場をつくり続ける重要性はより高まっています。



▲地域の強みや困りごとを話し合う「わいわいトーク」(阿倍野区)

4相互理解と協働に向けて団体の枠を超えてつながる

一つの活動団体だけでできることには限りがありますが、他の主体とつながることで、お互いに刺激し合ったり、新たな実践が生まれたりと課題解決への力が高まります。活動団体同士のネットワーク(連絡会等)には、このように相互理解や協働を促すことが期待されます。また「福祉***〇〇」という発想で、「福祉」の分野を超えてつながることで、さまざまな側面から人々の暮らしを豊かにする可能性が広がります。



▲さまざまなコラボを生み出し続けている異業種交流会「にし よどリンク(拡大版)」(西淀川区)

3 推進にあたっての2つの視点

本章で提案した基本目標に向かって活動するうえで、共通しておさえておきたい2つの視点を解説 します。この視点を念頭に置き、常に確認し続けながら活動に取り組みましょう。

地域における共生・人権尊重

●国は「地域共生社会」の実現を掲げていますが、これは、社会福祉協議会と地域福祉の推進に取り組む方々が、これまで積み重ねてきた「地域における共生」をめざす取組みと大きく重なります。大切なことは、生活者である地域住民が主体となって、考え、悩み、話し合い、行動していく



▲小学生たちが、みんなが暮らしやすい地域を考えて発表(西成区)

ことで「地域における共生」をつくり、それが地域の文化や風土として根ざしていくということです。

- 「地域における共生」の実現には、地域で暮らす一人ひとりの人権が尊重され、多様性を認め合える関係が必要です。知らないことや不安感から、偏見や差別、排除につながること、あるいは無関心が広がってしまうおそれがあります。さまざまな生活のしづらさを抱える人の暮らしや思いに目を向けて、活動での気づきや出会い、学びを通じて「共に生きる」という意識を育てていくこと、一人の困りごとや生活のしづらさを"私たちの問題"として捉えていくことが大切です。
- ●最近では、新型コロナウイルス感染症に伴い、感染者や医療従事者等への差別的な事象が発生しています。どのような理由があろうと、差別や誹謗中傷、いじめなどは決して許されるものではありません。このことは一人ひとりがより身近に感じる問題でもあり、これを契機として、コロナに限らない差別と排除の問題や共生のあり方について、改めて考える機会をつくっていくことが大切です。

災害への備え

- ●近年、日本全国でさまざまな自然災害が発生しています。災害時は誰もが当事者となり、日常生活に困る状況に陥ってしまいます。中でも、障がいのある人や高齢者、外国につながる市民の方などは、特に多くの困りごとに直面します。
- 新型コロナウイルスなどの感染 症も、一つの災害と捉えられま すが、そこに自然災害が重なる



▲コロナ禍での災害対応を考える訓練を開催(淀川区)

事態も想定されます。活動に取り組むメンバー同士で、実際に災害が起きた際の具体的な対応や動き方を話し合い、日頃から備えることが大切です。

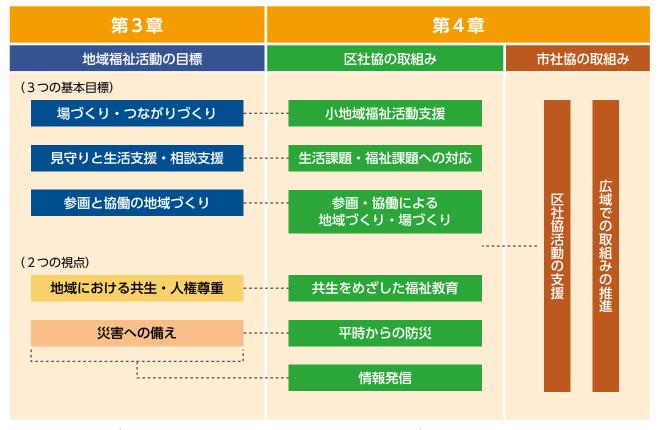
●基本目標に掲げた地域福祉活動やそこから生まれる人と人とのつながりは、災害発生時においても、 孤立を防ぎ、困りごとに気づき、支えあいをつくることにつながります。

第4章 大阪市社協・各区社協の取組み方針

本章では、第3章にまとめた多様な主体による地域福祉活動の目標を実現するため、広域における 役割を担う「市社協として実践する具体的項目」と、より地域に近い「区社協が実践する具体的項目」 をまとめています。

区社協として実践する具体的項目は、各区において共通して推進・強化をめざすテーマを整理して いますが、項目ごとの具体的な課題や推進状況などは区によって異なります。

社協による地域福祉活動の推進・支援は、住民主体の理念を基本として、具体的な地域生活課題を 把握し、住民・関係者の気づきや主体性を引き出し、課題を共有することから活動が展開されるもの です。このようなプロセスをたどりながら、効果的に役割を果たすことができるよう、区社協がそれ ぞれの区で課題や方針について検討する場を持ち、推進方針を整理し、各年度の事業計画に反映し、 実施することとします。



※もっともつながりの強い大項目同士を点線でつないでいますが、直接つないでいない項目同士も相互につながる部分があります。

1 区社協が実践する具体的項目

1 地域生活課題の予防・解決に向けた小地域福祉活動の支援

- (1) 地域での話し合いの場づくり
- (2) 地域における居場所づくり・見守り活動の推進
- (3) 地域アセスメントデータの整備と活用

2 多様化する生活課題・福祉課題への対応

- (1) 包括的・重層的な相談支援の強化
- (2) 生活のしづらさを抱える人を支える取組み
- (3) 生活支援・介護予防の充実に向けた支援強化

3 参画・協働による地域づくり・場づくり

- (1) 区ボランティア・市民活動センターを中心とした新たな参画と協働の促進
- (2) こどもの居場所(こども食堂や学習の場、遊びの場等)の創設・継続の支援
- (3) 社会福祉施設による地域における公益的な活動の推進

4 地域における共生をめざした福祉教育の推進

- (1) 地域における共生に向けた住民への啓発・研修等
- (2) 多様な主体と協働した福祉教育・ボランティア学習の実践

5 平時からの防災に係る取組みの推進

- (1) 住民・関係機関との協働による区社協としての災害時に備えた体制づくり
- (2) 災害時に備えた地域づくり・見守り体制づくりの推進

6 地域資源や福祉に関する情報の把握と発信

- (1) 地域生活課題・地域福祉活動・社会資源等の把握・発信
- (2) 区社協に関する効果的な情報発信と参加・相談しやすい仕組みづくり
- ※6つの大項目、15の小項目で構成。

1 地域生活課題の予防・解決に向けた小地域福祉活動の支援

(1) 地域での話し合いの場づくり

改めて日頃の活動を振り返り、地域の強みや課題を共有し、目標に向かって必要な取組みが展開できるよう、協議の場をつくります。

- ・小地域単位での地域課題・福祉活動に関する話し合いの場づくりへの支援 (例:小地域福祉活動計画の策定・推進、住民座談会の開催)
- ・小地域福祉活動の新たな担い手の参加促進・育成に向けた取組みへの支援
- ・区内各地域の役員・活動者向けの連絡会や学習会の開催 など

(2) 地域における居場所づくり・見守り活動の推進

コロナ禍のような状況においても、多様な形で住民同士の居場所づくりや見守りの取組みを推進し、柔軟な手法の変更や、オンラインツールの活用などにも取り組むことができるよう積極的に支援します。

- ・多様な居場所づくりの活動、見守り活動等の小地域福祉活動の継続支援
- ・オンラインツールの活用を含む新たな活動の提案や取組みの支援
- ・見守りに関する担い手同士(地域団体、民生委員・児童委員、地域福祉コーディネーター等) の連携・情報共有や気づきの力を高めるための取組み
- ・活動の立上げ・継続に必要な財源の確保に向けた取組み など

(3) 地域アセスメントデータの整備と活用

区社協のさまざまな部門が連携して、小地域福祉活動の支援を効果的に展開できるよう、システムを用いて地域情報の総合化をおこない、上記(1)(2)の具体的・計画的な支援に活用します。

・全区共通のシステムを用いた市内 324 地域社協単位の地域アセスメントデータの整備と活用など

2 多様化する生活課題・福祉課題への対応

(1) 包括的・重層的な相談支援の強化

「総合相談窓口」として、住民の抱える多様な困りごとを受け止め、地域住民と専門職との連携により地域での暮らしを支えます。

- ・支援を要する世帯の早期発見、早期支援のための専門職のアウトリーチ強化
- ・住民の福祉課題が早期に専門職につながるよう、普段からの顔の見える関係づくりに向けた 取組み
- ・福祉領域を超えた多機関との相談支援のネットワーク強化
- ・区社協としての断らない相談体制、権利擁護の視点に立った相談支援、事業間の横断的なチームアプローチの推進 など

(2) 生活のしづらさを抱える人を支える取組み

さまざまな活動や相談から見えてきた課題を住民や関係機関と共有し、その解決に向けた資源 開発、当事者等の組織化、居場所づくり、支援体制づくりに、多様な主体との連携・協働によ り取り組みます。

- ・コロナ禍による生活困窮者等への相談支援の中で、より顕著になった生活基盤や地域とのつ ながりが希薄な人の暮らし全体に目を向けた支援の強化
- ・生活のしづらさを抱える当事者・家族がつながりを感じられる居場所づくり(同じ課題や悩みを持つ人が集える場、社会参加や就労に向けた場)の推進 など

(3) 生活支援・介護予防の充実に向けた支援強化

高齢者が社会的役割を持ち、高齢者自身の活動参加や活躍の機会を広げることを通じて、地域 住民の支え合いによる生活支援活動(サービス)等の推進・充実を図ります。

- ・第2層(日常生活圏域)単位でのニーズ・資源の整理とネットワークの強化
- ・生活支援活動(サービス)、介護予防につながる活動、多様な形態での居場所等の創出と継続 に向けた支援 など

3 参画・協働による地域づくり・場づくり

(1) 区ボランティア・市民活動センターを中心とした新たな参画と協働の促進

さまざまな世代の住民や在学・在勤者、NPO、社会福祉施設、企業・商店、学校等を含めた 多様な主体に対して、活動に参画しやすい環境ときっかけを積極的につくり、具体的な地域生 活課題の解決に向けた協働体制やネットワークづくりを推進します。

- ・区ボランティア・市民活動センター運営委員会等を通じた、住民の声を反映したセンター運営とボランティア・コーディネート機能等の充実
- ・福祉分野を超えて多様な発想や視点を活かし合うことができるような、日々の相談(コーディネート)業務や、講座、イベント、情報発信等の取組みの推進
- ・多様な団体及び企業等の参画により、社会課題や地域課題の解決に向けた地域との協働の取組みが展開できるような交流の場や体制づくり など

(2) こどもの居場所(こども食堂や学習の場、遊びの場等)の創設・継続の支援

より身近な地域で、こどもが参加しやすく、きめ細やかなサポートができる環境や地域づくり をめざして、各区でのこどもの居場所の創設と活動継続に向けて支援します。

- ・地域でのこどもの居場所活動に関するニーズや活動状況の把握
- ・こどもの居場所活動への関心の広がりと、活動の創設に向けた支援
- ・活動の継続・発展に向けて、団体同士がつながり、相互に情報交換や課題共有ができる場づ くりや取組みの推進 など

(3) 社会福祉施設による地域における公益的な活動の推進

区内の社会福祉施設による公益的な活動について、地域や多様な団体との協働を含めて支援します。また、区社会福祉施設連絡会等のネットワークを通じた活動の展開、新たな取組みを支援します。

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止策を踏まえた施設外での活動の展開など、社会福祉施設による公益的な活動の推進への支援
- ・区社会福祉施設連絡会等のネットワークを通じた取組みの推進 など

4 地域における共生をめざした福祉教育の推進

(1) 地域における共生に向けた住民への啓発・研修等

障がいのある人、認知症の人、外国につながる市民、刑余者等、さまざまな生活のしづらさを 抱える人の暮らしや多様な生き方に関心を持ち、生活の場である地域において、「排除しない」 「共に生きる」という意識が共有されるよう、地域共生社会の実現に向けた学びの機会等を設定 します。

- ・地域における多様な福祉課題をテーマとした啓発・研修等の実施
- ・認知症に関する理解促進、認知症サポーターの養成と地域での活動支援等を通じて、認知症の人を地域で支える取組みなど

(2) 多様な主体と協働した福祉教育・ボランティア学習の実践

社会福祉施設や当事者団体、地域団体やボランティアグループ等との協働により、出会い・体験・ 学びの機会を通して、参加した人の「福祉」や「地域」への関心を高め、主体性・当事者性を 重視した福祉教育プログラムを構築・実施します。

- ・多様な主体との協働による福祉教育・ボランティア学習のプログラムづくり
- ・学校をはじめ、企業、地域における福祉教育・ボランティア学習の実施など

5 平時からの防災に係る取組みの推進

(1) 住民・関係機関との協働による区社協としての災害時に備えた体制づくり

大規模な自然災害に備え、まずは災害時における区社協の体制や役割を再確認し、コロナ禍における状況も踏まえて、身近な地域でつながり、助け合いの意識を高められるよう住民や関係機関と協働した取組みを推進します。

- ・BCP (事業継続計画) を毎年更新し、実行性が高まるように強化
- ・災害時の初動対応(情報の収集・共有・発信を含む)及び災害対策本部設置訓練等の実施(毎年)
- ・住民、関係機関との協働を見据えた災害ボランティアセンターの開設訓練・講座等の開催 など

(2) 災害時に備えた地域づくり・見守り体制づくりの推進

災害時に備えた地域づくり・見守り体制づくりに向けて、各部門で関わる個別支援対象者ごと に災害発生時の対応を想定するとともに、地域での見守り活動と連携して支援できるよう、情 報整理や体制づくりを進めます。

- ・災害発生時を想定した個別支援で関わる対象者についての情報整理と対応の準備
- ・平時の見守り活動が、災害時の安否確認にもつながるよう、災害に備える意識を高める取組 みや名簿等の情報整理 など

6 地域資源や福祉に関する情報の把握と発信

(1) 地域生活課題・地域福祉活動・社会資源等の把握・発信

地域生活課題や、その解決に向けて取り組まれる地域福祉活動、区内の社会資源に関する情報を把握・整理し、必要とする住民に情報が届き、参加の機会や関心を広げ、活動を支援することができるよう、積極的に発信します。

- ・地域福祉活動をはじめ、社会福祉施設やNPO等、区内の活動団体等の地域福祉に関わる情報を収集し、さまざまな媒体により発信
- ・各部門で把握した地域情報・資源情報をデータベースにより一元化し、必要に応じた情報発信や、具体的な支援ツールとして活用 など

(2) 区社協に関する効果的な情報発信と参加・相談しやすい仕組みづくり

区社協の機能・役割が、住民・関係者に適切に伝わり、さまざまな活動・事業への参加や相談がしやすくなるよう、多様なツールを使って、対象や目的に応じて効果的に情報発信します。

- ・区社協事業・活動への参画、相談窓口の周知等を目的として、社協に関する情報の効果的な 発信とアクセスしやすい仕組みづくり
- ・区社協とすでに関わりがある団体・住民等に対しても、社協の役割が適切に伝わり、協働の 深化をめざした情報の発信 など

2 市社協として実践する具体的項目

- 1 地域福祉活動の推進に向けた支援・調整
- 2 総合相談支援体制の強化に向けた取組み
- 3 生活支援体制整備事業 (第2層配置) の推進支援
- 4 市ボランティア・市民活動センターによる取組み
- 5 地域こども支援ネットワーク事業の推進
- 6 社会福祉法人の公益的な取組みの推進・支援
- 7 福祉に関する多様な担い手の養成
- 8 市社協・区社協による一体的な災害に備えた取組み
- 9 情報発信に関する取組み

1 地域福祉活動の推進に向けた支援・調整

各区社協が、住民主体の地域福祉活動を推進する役割を効果的に果たすことができるよう、システムを用いた地域情報の蓄積・活用、地域支援に関する専門的な視点・手法の共有、コロナ禍でのつながりづくりの推進に向けた支援に取り組みます。

- ・全区共通のシステムを用いた地域アセスメントの充実に向けた支援・調整
- ・地域支援に関する視点・手法の共有と実践強化
- ・新型コロナウイルス感染症の影響下でのつながりづくりの推進など

関連する区社協項目

1 - (1)(2)(3)

2 総合相談支援体制の強化に向けた取組み

さまざまな分野の困りごとや複合的で複雑な課題を抱えた対象者に対する、社協内での総合的・ 横断的な相談対応を充実させ、行政・関係機関とも連携しながら素早い対応と、支援の切れ目 をできるだけ少なくするよう区社協を支援します。

章

- ・区社協内組織をグループ化し、関係する事業間で相談者に寄り添った支援に向けた取組みの 推進(見守り相談室と生活困窮者自立相談支援窓口との合同連絡会の開催、チームアプロー チ等の研修、実践事例の共有等)
- ・複合的課題を含む対象者に対して区社協内で一体的支援を行うための取組みに向けた支援
- ・相談から見えてきた課題に対する地域での支え合いの具体的な取組みの推進など

関連する区社協項目

2-(1)(2)

3 生活支援体制整備事業 (第2層配置) の推進支援

各区社協が推進する生活支援体制整備事業について、令和3年度から第2層生活支援コーディネーターが配置されることを踏まえて、住民・関係機関のネットワーク構築や、ニーズに応じた生活支援・介護予防の活動が充実するよう支援します。

- ・生活支援体制整備事業連絡会等による情報共有・意見交換
- ・第2層生活支援コーディネーターの育成に向けた取組み (研修等)
- ・全区共通のシステムを活用した地域資源情報の整理・活用への支援など

関連する区社協項目

2 - (3)

4 市ボランティア・市民活動センターによる取組み

各区ボランティア・市民活動センターと連携し、幅広い世代や多様な主体が、興味・関心や得意分野を活かして、柔軟な形で地域づくりに関わることができる環境ときっかけを積極的につくり、多様な地域福祉課題に対応する取組みを推進します。

- ・ボランティア・市民活動の担い手の育成と新たな参画のきっかけづくり (学生ボランティア、ホームページを活用した新たな担い手の入口づくり、各区での取組みの支援)
- ・大阪市ボランティア活動振興基金による活動支援
- ・区ボランティア・市民活動センターの支援
- ・福祉教育・ボランティア学習の推進

関連する区社協項目

3-(1), 4-(1)(2)

5 地域こども支援ネットワーク事業の推進

より身近な地域で、こどもが参加しやすく、きめ細やかなサポートができる環境や地域づくりをめざして、各区社協と連携し、各区におけるこどもの居場所の創設と活動継続に向けて支援します。

- ・こどもの居場所活動に関する地域のニーズや課題を把握するための調査の実施
- ・市域での連絡会やシンポジウム等の情報交換や啓発活動の継続実施
- ・各区でのネットワーク構築に向けた連絡会や研修会等の開催支援
- ・企業や社会福祉施設の事業参画の促進 など

関連する区社協項目

3 - (2)

6 社会福祉法人の公益的な取組みの推進・支援

社会福祉法人と地域や各団体のネットワーク構築と協働のための取組み及び社会福祉法人の強みを活かした活動や専門性を発揮できる取組みの実現に向けて支援します。

- ・大阪市社会事業施設協議会の加盟団体に対する、新型コロナウイルス感染症拡大防止を講じた公益的な取組みへの支援
- ・大阪市社会事業施設協議会と区社会福祉施設連絡会と協働した取組みの推進支援 など

関連する区社協項目

3 - (3)

7 福祉に関する多様な担い手の養成

社会福祉、地域福祉を支える担い手の養成と地域で活動する人材の育成を計画的に推進し、福祉・ 介護人材の新たな担い手確保に向けた取組み、研修会の開催、地域福祉に関する情報発信など を強化します。

- ・大阪市社会福祉研修・情報センターと大阪市ボランティア・市民活動センターを中心とした 福祉専門職及び地域福祉活動者等の確保・育成に向けた取組み
- ・権利擁護の担い手である市民後見人の養成と活動支援 など

関連する区社協項目

(広域での取組みのため直接該当する項目なし)

8 市社協・区社協による一体的な災害に備えた取組み

大規模災害が毎年のように発生している現状を踏まえ、災害時の対応・支援に向けて職員の育成・ 環境整備・連携協働の3つの視点から、市社協・区社協の計画的・一体的な災害に備えた取組 みを推進します。

- ・災害対応の知識と経験を備えた職員の育成(職員の関連研修の受講歴や被災地支援経験の整理とそれに基づく育成プログラムの企画・実施)
- ・災害時に組織運営を継続する環境整備(BCPの定期的な更新、備蓄物資の適切な管理等)
- ・災害時を見据えた平時からの他機関との連携協働の推進など

関連する区社協項目

5 - (1)(2)

9 情報発信に関する取組み

各部門による広報誌やウェブ媒体等を通じて、市民に向けて地域福祉活動等に関する情報を積極的に発信します。また、市社協・区社協一体となって情報発信の強化を図り、社協の機能・ 役割が市民に対して一層理解されるように努めます。

- ・広報に関する各種会議(外部有識者の参画による広報委員会、職員による広報担当者連絡会 議等)を軸にした計画的な情報発信
- ・市社協・区社協に関する認知・理解を広げるための取組み(映像媒体の作成など)
- ・区社協の情報発信に関する支援 など

関連する区社協項目

6 - (1)(2)

第4章に掲げた内容は、社協本来の役割として、地域福祉の推進の中核的な存在としての機能を発揮し、具体的な地域生活課題の解決につなげるための事項をまとめています。推進にあたっては、住民主体の考え方を常に確認しながら、市社協と24区社協が相互に連携し、計画的に推進していきます。

資料編

1 用語解説

※掲載ページは、初めて用語が掲載されるページのみ表記しています。

 掲載 [*]	用語	
P.1	地域共生社会	制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、 地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と 資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとり の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
P.1	8050問題	ひきこもりの長期化、高齢化から引き起こされる社会問題。主に50代前後のひきこもりのこどもを80代前後の親が養っている状態。生活の困窮や当事者の社会的孤立、病気や介護といった問題によって親子共倒れになるリスクが指摘されている。
P.1	外国につながる市 民	住民基本台帳法における「外国人住民」だけでなく、親が外国籍である子ども、海外から帰国した子どもなど、国籍は日本であっても外国籍の人と同様の課題を抱えている人たちも含めた呼称。「大阪市多文化共生指針」(令和2年12月)で使用されている。
P.7	市民後見人	親族や弁護士など専門職以外の人で、家庭裁判所から成年後見人として 選任された一般市民のこと。専門組織による養成と活動支援を受けなが ら、市民としての特性を活かした後見活動を地域における第三者後見人 の立場で展開する権利擁護の担い手である。
P.10	地域における要援 護者の見守りネッ トワーク強化事業	平成27年度から実施されている市独自事業。各区社協が受託し、見守り相談室を設置。見守り支援ネットワーカー (CSW) を配置。①地域の見守り活動への支援、②孤立世帯等への専門的対応、③認知症高齢者等の行方不明時の早期発見の3つの機能を推進している。
P.11	外出自粛高齢者・ 障がい者等見守り 支援事業	新型コロナウイルス感染症の影響下での高齢者・障がい者等への見守り・安否確認等の強化を目的として、令和2年度に大阪府下で実施された事業。府の交付金を受けて、市社協・各区社協では、啓発物品や配食を通じた見守り活動の推進、調査事業、区独自事業などに取り組んだ。
P.24	地域アセスメント	地域社会の問題状況と、解決すべき課題を抱えている住民のニーズ、また地域の「強み」も含めて把握・分析すること。社協などの専門機関が地域を支援するプロセスの一部を指すことが多いが、住民自身が自分たちの暮らす地域の実態を調べ、話し合うことも地域アセスメントの一つの方法である。

掲載*	用語	解 説
P.24	ボランティア・市 民活動センター	市内でボランティア・市民活動に取り組む方々を応援するために、市・区社協で開設しているセンター。ボランティア・市民活動に関する情報を発信し、活動をしたい人、ボランティアを必要とする人等からの相談を受け、両者をつなぐコーディネートを行っている。また、活動の担い手の養成や育成、活動団体やグループの支援、情報交換の場づくり等の取組みを行っている。
P.26	アウトリーチ	「手を伸ばす、手を差し伸べる」といった意味で積極的に支援を必要としている人のいる場所に出向き、対象者の把握だけに留まらず、さまざまな形で支援が必要な人に必要なサービスと情報を届け、はたらきかけること。 支援を必要としている人の生活を支えるために必要な制度の活用や社会資源や介護サービスにつなぐ入り口をつくる。
P.29	ВСР	事業継続計画(Business Continuity Plan)の頭文字を取った言葉。大規模地震や台風等の自然災害などによって事業を中断しなければならない事態に備えて、重要な業務が継続できる方策を考え準備し、可能な限り早急に事業再開ができるよう計画・対策を立てること。
P.31	生活支援体制整備事業	介護保険法に基づき、生活支援コーディネーター(SC)を配置し、高齢者の介護予防と生活支援を推進する事業。市内では各区社協が受託し、平成29年度から全区実施。令和3年度からは事業が拡充され、第1層SC(市内24区単位)、第2層SC(市内66圏域単位)という体制になっている。
P.31	生活困窮者自立相 談支援窓口	生活困窮者自立支援法に基づき、各区役所内に設置される相談窓口。民間法人に事業委託され、23区では区社協(他法人との共同体含む)が受託。相談支援員が、多様で複合的な課題を抱える方に対し、さまざまな制度や地域のネットワーク、関係機関等と連携して自立に向けた支援を行う。
P.33	大阪市社会事業施 設協議会	6つの社会事業施設団体(児童・保育・高齢・生活保護・地域・障がい) で組織しており、社会事業団体相互の連絡調整と協働活動を推進し、大 阪市内の施設の事業内容の充実発展を目的に活動している。(事務局: 市社協)
P.33	区社会福祉施設連 絡会	区単位で、区内の児童、高齢、障がい者・児などの種別を超えた社会福祉施設により構成された連絡会(事務局:各区社協)。平成5年度から各区に設立され、平成13年度に全区に設立された。施設相互間の情報交換、連絡調整、協働活動の推進、施設の事業の充実・発展と利用者本位の福祉の推進、社会福祉施設の地域貢献、専門性の地域への還元などを目的としている。

2 本計画の策定過程

(1) 策定過程の全体像

計画策定にあたっては、「地域福祉活動推進委員会」において大きな方向性や枠組みについて議論し、「評価会議」を通して第1期推進計画の評価・検証を進めながら、具体的な計画内容は「第2期推進計画策定会議」(学識経験者、区社協職員計5人で構成/詳細はP.62参照)を中心に検討しました。

また、本計画は各区社協の実践と密接に関連することから、並行して区社協事務局長会を中心に進捗状況の報告、意見集約を実施し、検討に反映しました。

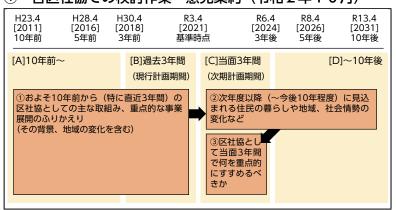






(2) 「区社協として実践する具体的項目」を中心とした検討の流れと枠組み

① 各区社協での検討作業・意見集約(令和2年10月)



図中の①~③について区社協内で協議。①②は自区の状況(+市全体・全国的な動き)を整理。③は今後、全区社協が共通して重視すべき事項を意識して整理。

② 策定会議でのポイント整理(令和2年10~12月)



各区社協からの意見を一覧表にまとめ、カテゴリー別に整理するとともに、 策定会議でポイントを抽出。この時点で「区社協として実践する具体的項目」 を6つの大項目、19の小項目とした 素案を作成。

③ 各区社協での検討作業・意見集約(令和2年12月)

	項目ごとの自区の 現状・課題分析 (何に対して重点的に 取り組むべきかを絞り 込むために整理)	区社協としての 具体的な取組みイメージ (関連する具体的な事業、推 進方法、目標設定など)	推進計画該当項目 (あてはまるものに / /複数選択可/他項目 であてはまる場合は 項目番号を入力)
1 多様化する 生活課題・福祉 課題への対応			1 (1) 1 (2) 1 (3) 1 (4) 他項目
2 地域生活課 題の予防・解決 に向けた小地域			2 (1) 2 (2) 2 (3)

計画素案を提示し、第4章を中心に項目設定・内容についての意見を記入。また、各区社協の取組みに関する検討枠組み(左表)を用いて、区ごとの現状・課題、取組みがあてはまるかを確認。

④ 上記の意見を反映し、6つの大項目、15の小項目に再編(令和3年1~2月)



⑤ 各区での取組みの具体化に向けた各区社協での検討及び推進方針案策定(令和3年2~3月)

	大阪市地域福祉	上活動推進計画 【区社協	Rごとの推進方針】様式(案	E)		
					年度	-
					<u> </u>	
	at	画記載内容		前年度末に設定	→ 年度当初に確認・修正	
		5は大項目ごとに設定 こついては小項目ごとに	現状分析を 踏まえた課題	中期目標 (令和5年度末までの めざす姿) ※状況に応じた見直しも可能	今年度の目標 (年度末のめざす姿)	今4 ※誰。
	1 地域生活 課題の予防・ 解決に向けた 小地域福祉活 動の支援	(1) 地域での話し合いの 場づくり (2) 地域における居場所 づくり・見守り活動の推 進 (3) 地域アセスメント データの整備と活用				
	2 多様化す る生活課題・ 福祉課題への 対応	(1)包括的・重層的な相 談支援の強化				
L						

区社協からの意見を反映した計画案 を共有したうえで、区ごと・項目ごと の推進方針様式案(左表)を提示。これをもとに、事業計画の作成と並行して、各区社協で具体的な課題・目標・取組み等を検討し、推進方針案を策定。

3 大阪市における地域福祉にかかる実態調査結果

【調査概要】

調査実施主体	大阪市(担当:福祉局 地域福祉課)			
調査目的	地域福祉に対する市民の意識等を把握し、大阪市における今後の地域福祉施策の推進に資する資料を得ることを目的に実施した。			
調査対象	大阪市で住民登録または外国人登録している 18 歳以上の者から無作為抽出した 8,000 人			
調査方法	郵送			
調査期間	令和元年 9 月 20 日 ~ 10 月 28 日			
有効回答数(有効回答率)	2,561 人 (32.0%)			
調査項目概要	 ① だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくりについて ② 地域での支え合い・助け合いについて ③ 地域福祉活動について ④ 災害への備えについて ⑤ 地域における見守りの取り組みについて ⑥ 相談支援体制の充実に向けて ⑦ 虐待防止の取り組みについて ⑧ 成年後見制度などの利用促進に向けて 			

→ 調査項目のうち②③⑤の一部項目を抜粋・要約しています。なお、本資料内の質問番号は調査報告内の番号とは異なります。詳細は大阪市ホームページをご覧ください。

https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000497738.html

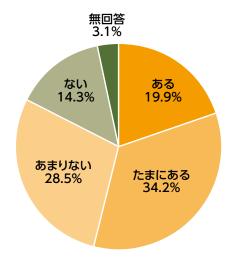
※各項目末尾の文章は第2章から関連部分(市社協作成)を再掲しています。

編

地域での支え合い・助け合いについて

1-1. 現在、生活している中で地域との「つながり」を感じることがありますか。(回答は1つ)

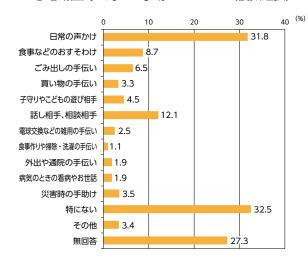
地域との「つながり」を感じることがあるか



1-2. 同じ地域にお住まいの方に対して、日々の生活の中で、①手助けしたことや、②手助けしたいと思ったことはありますか。過去1年以内で、あなたに該当するものがあれば"〇"を記入してください。(回答はいくつでも可)

①地域住民に対して手助けしたこと(複数選択)

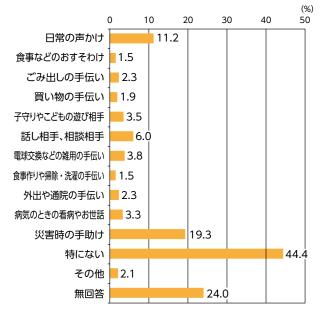
②地域住民に対して手助けしたいと思ったこと(複数選択)



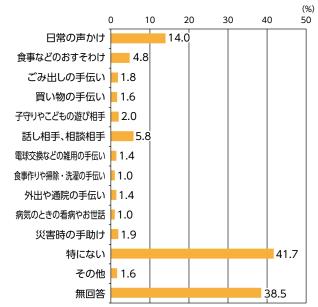


1-3. 同じ地域にお住まいの方に、日々の生活の中で、①手助けしてもらいたいことや、すでに② 手助けしてもらっていることは、ありますか。過去1年以内で、あなたに該当するものがあれば"○"を記入してください。(回答はいくつでも可)

①地域住民に手助けしてもらいたいこと(複数選択)



②地域住民に手助けしてもらっていること(複数選択)



〈調査の結果から〉

- ●「地域とのつながりを感じることがあるか」について、「ある」と「たまにある」を合わせると54.1%であり、約半数となっている。
- ●「過去1年以内に地域住民を手助けしたことはあるか」について、「特にない」「無回答」が合わせて59.8%、「過去1年以内に地域住民を手助けしたいと思ったことがあるか」について「特にない」「無回答」が合わせて67.1%、「過去1年以内に地域住民に手助けしてもらいたいことはあるか」について、「特にない」「無回答」が合わせて68.4%、と非常に高い割合となっている。



「住民同士の支え合いやつながりの希薄化」

本計画 第 2 章(P.9)再掲

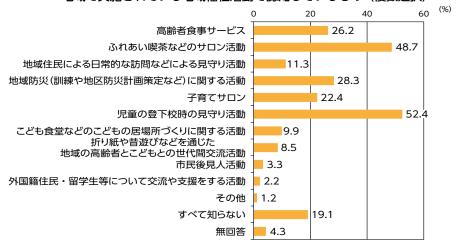
普段の暮らしの中で、つながりを感じる場面は一定数の住民が感じてはいるものの、実際に助けたり、助けられたりの関係や行動にまでは至っていない人が非常に多くなっています。互助的な関係が希薄になれば、一人暮らし高齢者や認知症高齢者、子育て世帯、引きこもり等、私たちが暮らす地域社会の中で孤立がうまれ、ここから虐待や孤立死などの問題にもつながっていく可能性があることや、課題がさらに深刻となり、ますます困難な状況に陥ることも考えられます。

また、住民の多くは地震等自然災害の被害も実際に経験しており、災害に備えて普段からつながりを作る必要は感じてはいるものの、近隣住人を知ろうとする動き、あるいはつながりづくりに関する何らかの活動には参画しないという人が多くなっています。それぞれが「助け上手、助けられ上手」になり、無関心をなくすことが必要です。

1 章

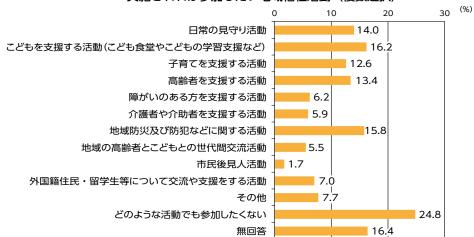
2-1. 大阪市内各区の小地域(おおむね小学校区)では、住民が互いに支え合うために、さまざまな地域福祉活動が展開されています。次の地域福祉活動のうち、お住まいの地域で実施されていることを知っているものはどれですか。(回答はいくつでも可)

地域で実施されている地域福祉活動で認知しているもの(複数選択)



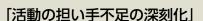
2-2. どのような地域福祉活動がお住まいの地域で実施されていれば、参加したいと思いますか。(回答はいくつでも可)※過去3年以内に地域福祉活動に参加したことがない人の回答

実施されれば参加したい地域福祉活動(複数選択)



〈調査の結果から〉

- ●「地域で実施されている地域福祉活動で知っているものはどれですか」(選択制の複数回答可)について、「児童の登下校時の見守り活動」が52.4%、「ふれあい喫茶などサロン活動」が48.7%で約半数の人が知っていたが、その反面「すべてを知らない」「無回答」が合わせて23.4%であった。
- ●地域福祉活動に参加したことがない人に対し、「どのような地域福祉活動がお住いの地域で実施されていれば参加したいと思いますか」の問いには「どのような活動でも参加したくない」、「無回答」を合わせると41.2%に達し、地域福祉活動と距離を置く回答者が多かった。



本計画 第 2 章 (P.10) 再掲

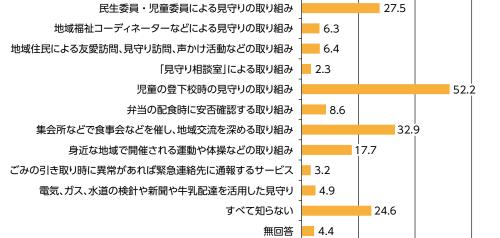
60 (%)

活動者の担い手不足は、平成16年3月に市社協で策定した「大阪市地域福祉活動計画」でも課題として推進項目に掲げており、約15年経過した現在においても、解決の手法を模索しながら進めています。原点に立ち返り、地域活動への参画を拡げるには、「地域住民と様々な機関・団体などが互いに協力し、自分が好きなこと、得意なこと、わずかな時間でもできることから始められる場を増やしていく」取組みを、戦略を持ちながら進めていく必要があります。

また、地域活動そのものを知らない人も高い割合になっており、あらゆる機会を通じての参加と協働に向け、多世代に対し効果的な広報啓発を行っていくことが大切です。

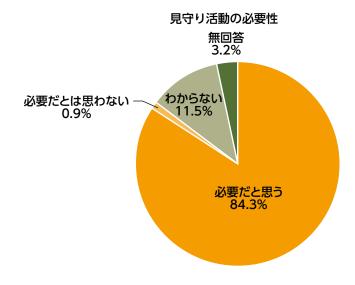
地域における見守りの取り組みについて

3-1. お住まいの地域においては、さまざまな形で高齢者や障がいのある方、子どもなどの手助けが必要な人や気がかりな人を対象とした見守り活動などがおこなわれています。次の見守りの取り組みのうち、あなたが知っている取り組みはどれですか。(回答はいくつでも可)



編

3-2. 大阪市では、ともに支えあって暮らし続けられる地域づくりを進めるために、地域における 見守り活動がさまざまな形で実施されていますが、このような活動について、あなたの考え に近い答えを選んでください。(回答は1つ)



〈調査結果から〉

- ●「高齢者や障がいのある方、こどもたちへの見守り活動で認知している活動」の問いに、「児童の登下校の見守り」、「集会所で開催する食事会などで交流を深める取組み」と続く結果であるが、一方、多くの見守りの取組みの選択肢があるにも関わらず、「すべて知らない」が24.6%という結果であった。
- ●大阪市で共に支え合い、暮らし続けられる地域づくりを進めるため、さまざまな形の見守りがされているが、こういった何らかの見守り活動については、84.3%が必要であると回答している。



「見守り活動の必要性についての理解は浸透しているが、 具体的な地域の見守り活動の認知度は十分とは言えない」

本計画 第 2 章 (P.10) 再掲

こどもの登下校の見守りや暮らしの身近な場所での集まりの場(食事会やサロン活動など)での見守り、民生委員・児童委員による戸別訪問による見守りなど、さまざまな形での地域の中で助けが必要な人や気がかりな人を対象に見守り活動が行われており、多くの住民が必要であると感じています。

大阪市では、平成27年度から「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」が開始され、約85,000人の同意を得た住民の名簿を中心に、行政、区社協、住民が協働して地域での見守りを行っています。本事業の開始以降、大阪市域も台風や豪雨の影響で住民による安否確認が必要な場面が何度かあり、この時も常日頃の見守り活動が基盤となり、いち早く住民同士の安否確認が行われたことが報告されました。

一方で地域の見守り活動を全く知らないという人も一定数あることが確認され、いつ起きるか 予測できない災害も見据え、住民一人ひとりの意識を高め、地域での協力者をさらに増やしてい く継続的な取組みが必要です。

4 外出自粛高齢者・障がい者等見守り支援事業の住民調査結果

【調査概要】

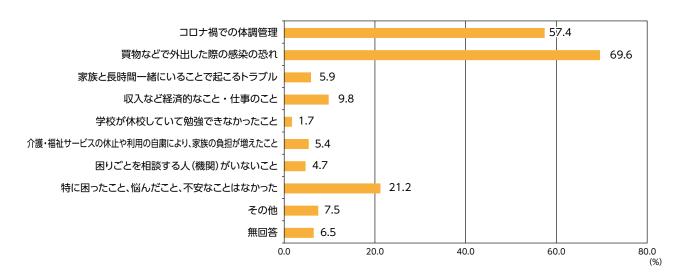
調査実施主体	大阪市社会福祉協議会(大阪府交付金事業の一環として実施)				
調査目的	新型コロナウイルス感染症の市民生活や地域福祉活動への影響を把握することで、今後の地域福祉活動の推進の方向性や具体的な方策を検討することを目的に実施した。				
調査区分・対象・有効回答数(有効回答率)	(1) 住民対象(事業対象者向け) 対象:外出自粛高齢者・障がい者等見守り支援事業の利用者 4,800人 有効回答数:3,233人(有効回答率67.4%) (2) 住民対象 対象:事業の訪問時等に近隣へポスティング、地域行事や区社協と関わりのある居場所等で配付、老人福祉センター来館者等2,400人 有効回答数:1,488人(有効回答率62%) (3) 小学生対象対象:こども食堂を利用しているこどもたち80人有効回答数:26人(有効回答率32.5%) (4) 活動者(団体)対象対象:地域団体、ボランティア団体、NPO等395人有効回答数:240人(有効回答率60.7%) (5) 区社協職員対象対象:各区社協地域支援担当主査またはスタッフ、見守り支援ネットワーカー、包括支援管理者等(職員ごとに回答)120人有効回答数:119人(有効回答率99.1%) (6) 区内の地域福祉活動再開状況について対象:市内24区社協(区社協ごとに回答)有効回答数:24区社協(有効回答率100%)				
調査期間	令和2年10月~11月 ※(6)のみ1月時点で更新				

→ 調査内容のうち、(1)(4)(6)の一部項目を抜粋・要約して掲載しています。なお、本資料内 の質問番号は調査実施時の番号とは異なります。

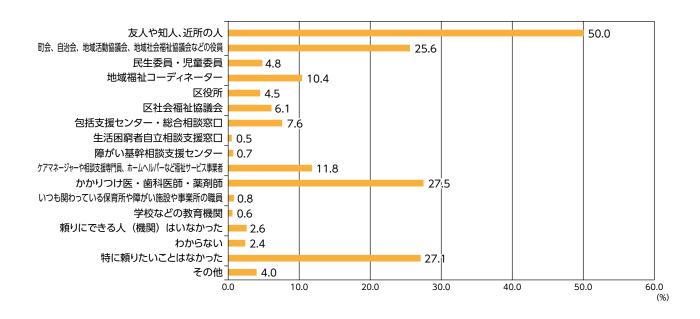
調査区分 住民対象(外出自粛高齢者・障がい者等見守り支援事業の利用者)

1-1. 緊急事態宣言下(※)であなたが生活するうえで困ったこと、悩んだこと、または不安に感じていたことはどのようなことですか。(回答はいくつでも可)

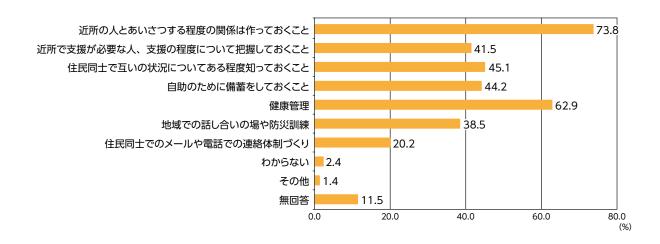
※令和2年4月7日~5月21日の1回目の緊急事態宣言



1-2. 緊急事態宣言下で家族や親類以外で頼りにした人(機関)はだれですか。 (回答はいくつでも可)



1-3. 今回のような感染症や災害などで地域の住民同士で支え合いが求められる場面を想定して、 普段からどのようなことが必要であると思いますか。(回答はいくつもでも可)



〈調査の結果から〉

- ●一度目の緊急事態宣言下では、多数の人が「買い物など外出した際の感染の恐れ」や「体調の管理」 に不安を感じていた。
- ■緊急事態宣言下に「家族や親類以外で頼りにした人(機関)は誰ですか」の問いには、「友人・知人、 近所の人」が50%と最も多く、「かかりつけ医・歯科医師・薬剤師」「町会や地域社会福祉協議会 の役員」が続く結果であった。
- ●今回のような感染症や災害への備えとして、74%の人が「近所の人とのあいさつする程度の関係性は作っておくこと」が必要と回答している。

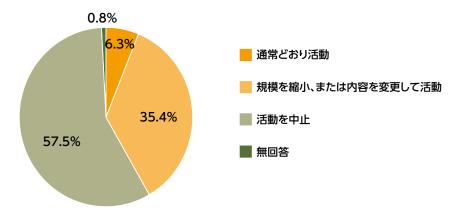


「暮らしの中でのつながりの大切さを再確認」

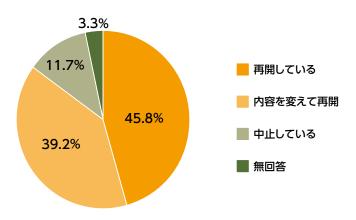
コロナ禍で心身ともに不安を抱える中で、友人や近所の人、かかりつけ医など、普段の身近なつながりが支えになっていたと多くの住民が感じています。また、コロナ禍を含めた災害等への備えとして、自助に加え、あいさつを通じた関係づくりや住民同士で互いの情報や支援が必要な人を把握しておくなど、平時からのつながりづくりが必要と考える方も多く、コロナ禍によってつながりの大切さを再確認できたといえるのではないでしょうか。新型コロナウイルス感染症の影響により状況が変わっていく中で、住民の思いの変化に合わせて、暮らしの中でのつながりづくりを意識していくことが必要と考えます。

調査区分 活動者対象(地域団体、ボランティア団体、NPO等)

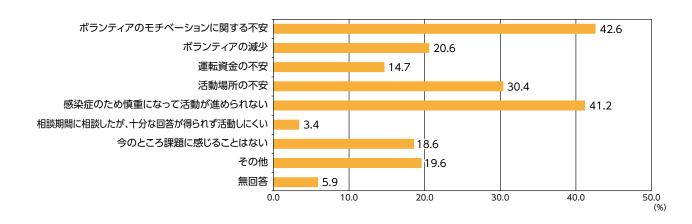
2-1. 緊急事態宣言下の活動状況について。(回答は1つ)



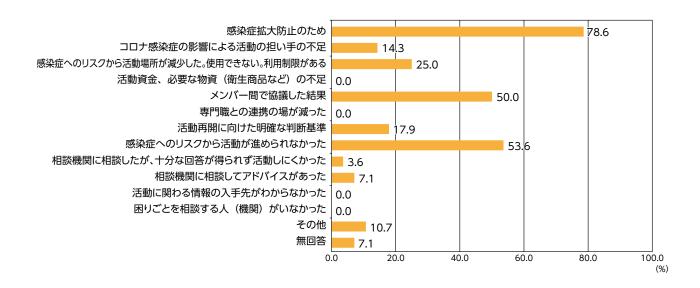
2-2. 現在、活動を再開していますか。(回答は1つ) ※令和2年10月~11月時点



2-3. 活動を「再開している」「形を変えて再開している」と回答された方にお聞きします。活動を 進めていくにあたってどのような課題を感じていますか。(回答はいくつでも可)



2-4. 活動を「中止している」と回答された方にお聞きします。活動を再開できない要因は何ですか。 (回答はいくつでも可)



〈調査の結果から〉

- ●一度目の緊急事態宣言下での活動状況は、「通常どおり活動していた」と「規模を縮小、または内容を変更して活動していた」が合わせて42%、「活動を中止した」が58%であった。調査時期(10~11月)には、「活動を再開している」と「形態を変えて再開している」が合わせて85%であった。
- ●活動を再開している人が感じている課題は、「ボランティアのモチベーションに関する不安」が43%と最も高く、「ボランティアの減少」も21%であるなど、活動者の気持ちに関する回答が目立った。
- ●活動を中止した主な要因は「感染リスク」であるが、約半数は「メンバー間で協議した結果」と回答している。



「モチベーションに目を向け、メンバー間での協議を続ける」

感染症のリスクに伴い、集まることが難しく活動が制約される状況が続いていますが、活動の 再開もさることながら、ボランティアのモチベーションに目を向け、メンバー間での協議を続け ていくという過程を大切にすることが、活動の充実につながると考えられます。地域の思いの変 化に寄り添いながら、活動者同士で話し合い、決めることが大切です。

編

調査区分 区内の地域福祉活動再開状況について

大阪市内の地域福祉活動の再開等状況一覧(令和2年12月末時点)

食事サービス									
基準数	再	開	再開予定		未定		中止		
321 か所	214 か所	67%	9 か所	3%	97 か所	30%	1 か所		
	ふれあい喫茶								
基準数	再	開	再開	予定	未定		中止		
323 か所	49 か所	15%	48 か所	15%	226 か所	70%	0		
			子育で	サロン					
基準数	再	開	再開予定		未定		中止		
287 か所	63 か所	22%	10 か所	3%	214 か所	75%	0		
百歳体操									
基準数	再開		再開	予定	未	定	中止		
351 か所	179 か所	51%	9 か所	3%	163 か所	46%	0		

[※]各区社協が把握している市内各地域の活動再開等状況(令和2年12月末時点)を令和3年1月に 集約。

※基準数は、コロナ禍以前の実施数(市内全体)としているため、項目ごとに異なる。(1地域で複数 開催している場合は複数計上。当該活動を実施していない地域は計上なし)

〈調査の結果から〉

- 「食事サービス」は、配食形式で実施している地域も含め、再開率70%と高くなっている。
- ●「ふれあい喫茶」は再開率30%と、飲食と会話を通じた交流であるため再開しづらい状況にある。
- ●「子育てサロン」は25%と全体として再開率は低いが、オンラインを活用するなど新たな開催方法も見られた。
- 「百歳体操」は、一定の距離を保ちやすいこともあり、再開率は約半数の51%となっている。



「つながり続けるために柔軟に手法を変える」

調査をした食事サービスでは、形態を会食から配食に切り替えるなど形を変えて実施し、つながり続けています。このように、従来とは異なる方法で活動することで、ボランティアの動きを止めることなく力が失われないこと、これまでの活動への参加者とつながり続けることができています。従来の活動の意義を確認しながらも、つながり続けるための選択肢を広げることが大切です。

5 第1期 大阪市地域福祉活動推進計画 評価結果概要

(1) 第1期 推進計画の推進期間における取組み方針

計画に掲げた目標・活動が効果的に推進されるよう、評価指標を作成し、評価会議を開催。評価委員による評価・検証をおこない、推進委員会に報告。

〈第1期 大阪市地域福祉活動推進計画 評価会議委員〉

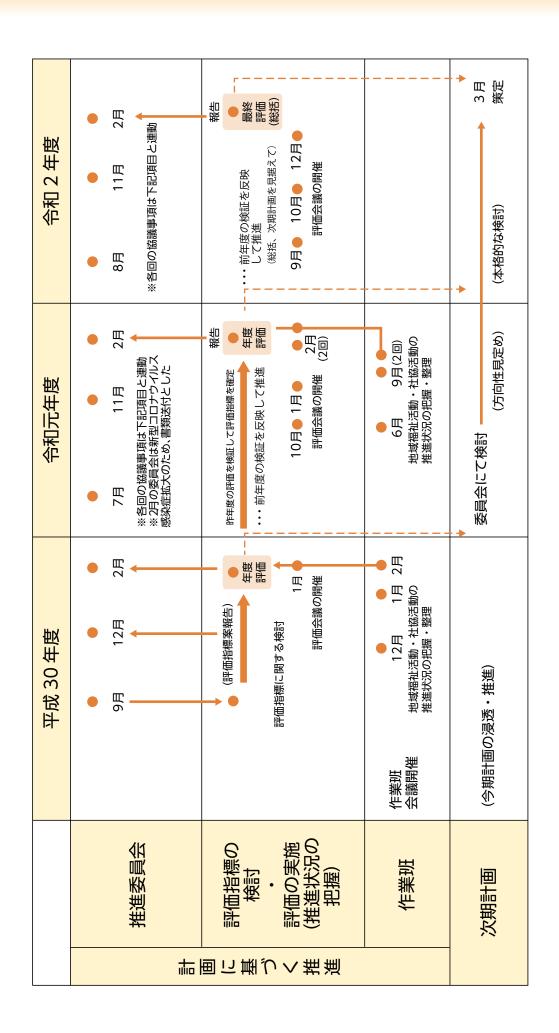
	所 属	名 前
	大阪成蹊短期大学 准教授	鈴 木 大 介
地域福祉活動 推進委員会	社会福祉法人 四恩学園 理事長	中 西 裕
推進安東云 委員	NPO法人 にしよど にこネット 代表理事	福田留美
	東住吉区 東田辺地域福祉サポーター	松下美佳子
員委部校	株式会社ツクイ 取締役	山 田 謙 次

(2) 平成30~令和2年度の全体スケジュール

P. 5 2 図参照

〈評価会議の開催日程一覧〉

年 度		開催日
平成30年度(1年目)	_	平成31年 1月30日 (水)
	第1回	令和 元年10月17日(木)
令和元年度(2年目)	第2回	令和 2年 1月22日 (水)
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	第3回	2月 3日 (月)
	第4回	2月10日 (月)
	第1回	9月25日 (金)
令和2年度(3年目)	第2回	10月16日 (金)
	第3回	12月18日 (金)



(3)「市社協が中心となり進める事項」の3年間の結果評価について

(12項目別)

※評価結果(①達成度、②今後に向けて)の基準について

	①達成度(S~C)	②今後に向けて (A~C)
S	きわめて高い成果が得られた	
Α	目標が十分達成できた	順調でありこのまま推進すべき
В	ほぼ目標通りであった	一部再検討が必要
С	課題が目立った	抜本的な見直しが求められる

			3年間の総合評価	<u> </u>	令和3年度以降に向けて(次
項目	①達成度	② 今後 に 向けて	評価理由・意見など	残された課題	期計画期間に向けて)
1-1 地域福祉活動 者研修体系の 構築	В	В	コロナ禍で計画通り取 組みができなくなり、 成果まで含めた評価が 難しいが、3年間を通 じて、地域福祉研修体 系の構築と普及のため の基礎づくりは達成し たと評価できる。	(オンライン活用など)を 考えるとともに、新しい人	もらうための工夫(対象者 や内容を明確化、新しい時
1-2 住民け(サームを対しては、1-2 日のは 日のは 日のは 日のは 日のは 日のは 日のは 日のは 日のは 日のは	A	В	生活支援サービスについる はない はない はない はない はない また は があるが できない く必要 がったい くがまなが できない ない な	ざしてきたが、改めて目的・目標を確認する必要がある。 今後の推進にあたっては、他の事業主体(NPOなど)や、他の区社協事業と	が、「生活支援サービス」 だけで捉えることなく、生 活支援体制整備のさまざま な要素(介護予防・居場所 づくり・協働体等)や、他 の事業(地域支援担当、ボ
1-3 社会福祉法人の地域における公益的な活動の推進に向けた支援	В	В	HPを開設し、取組みを情報発信できた。 コロナ禍で施設の中での活動が非常に難しい 状況になった。 公益的な活動の方法、 多様な展開の仕方について踏み込んで考える必要がある。	何か。もう一歩踏み込んだ	I

			3年間の総合評価	5	令和3年度以降に向けて(次)
項目	①達成度	②今後に向けて	評価理由・意見など	残された課題	期計画期間に向けて)
1-4 企業・商店の 地域貢献に向けた取組みへの支援	A	A	企業・団体のオレンジパートナーの増加、また、こどもの居場所に対して支援したい企業と物資提供が増加した。ガイドブックを発行したが、コロナ禍でがかったらもっていたかもしれない。	マッチングがうまくいかない中、どのように支援するのか。 オレンジパートナーについて企業・団体が登録だけにとどまらず、どう活動につなぐか。 意識ある企業が地域活動に	企業のやる気により継続する取組みである。コロナ禍で地域活動が制限されており、であるが、企業とのつながりを継続する仕組みを検討する。コロナ禍だからこそ潜在化した課題が顕在化したとを踏まえた展開が必要。 →区社協項目3(1)(P.27)、市社協項目4(P.32)の推進に反映
1-5 市民後見人の 養成・支援	В	A	数まで増加したのは大きな成果である。	討してはどうか。 引き続き、取組みを継続し ながら、活動の見える化、	市民後見人の養成を、地域での権利擁護体制の強化という視点もあわせ持ち推進していくことが大切。 →市社協項目7(P.33)の推進に反映
1-6 大阪市ボラン ティア活動振 興基金のによ の支援	A	В	1年目、2年目では新 しい活動が増えるよう 使いやすい助成金に改 編し、3年目である程 度狙った団体に助成す ることができたこと 明らかな成果である。 そのうえで新たな課題 も見えてきた。	固定費やランニングコスト が高い部分(人材費・食材	助成をした活動が担い手の 育成につながっているか、 助成金が運営のための資金 になっているかなど、より 目的に沿った助成となるよう支援する必要がある。 →市社協項目4(P.32)の推 進に反映
2-1 地域こども支 援ネットワー ク事業の実施	В	В	トワークの基盤ができ た。 広報の発信について評	禍での地域の活動を支える しくみ(連絡会)が増えて おり、今後の事業発展のた めに、連絡会の協議内容の 充実や運営のサポートが必 要。	コロナ禍での活動の工夫とアイデアを共有する(オンラインの活用など)。 登録団体が活動を継続できるような支援の内容と体制を明確化する。 →市社協項目5(P.33)を単

編

3年間の総合評価			3年間の総合評価	5	令和3年度以降に向けて(次
項目	①達成度	② ② 今後 に 向けて	評価理由・意見など	残された課題	期計画期間に向けて)
2-2 多様な形の居 場所づくり実 践事例の収集 と発信	A	A	で数値化しにくいので 評価はきめ細やかにし た方がよい。 居場所に集まることだ けを目的とせず、その 人たちが抱えている問	めて考え、見えないところへの気づきや意識・方向性に目を向ける。 集まれないからこそできることなどを発見した内容を考察に入れてほしい。課題はより深まり具体化してき	抜け落ちているところへの 支援やアプローチを期待し たい。(高齢やこどもの居 場所は作りやすいが、障が い児・者の居場所は難しい)。 その人たちが抱える問題を 少しでも解決できるような 居場所をつくるための支援 が必要。 居場所に関する、コロナ禍 での実践や発見を積極的に 広報していくことが大切。 →区社協項目1(2)(P. 25)、2 (2)(P. 26)の推進に反映
2-3 大ティヤスティン 会等のしている では、	A	В	しい活動が増えるよう 使いやすい助成金に改 編し、3年目である程 度狙った団体に助成す	が高い部分(人材費・食材費)については、もう少し検討が必要。 事業を運営している中で、計画通りにいかない場合、	助成をした活動が担い手の育成につながっているか、 助成金が運営のための資金 になっているかなど、より 目的に沿った助成となるよう支援する必要がある。 →市社協項目4(P.32)の推 進に反映
3-1地域支援機能と一体との大きのでは、1000円では、1	A	A	いうよりも、幅広く幹事会等で状況把握・共有したことで第1段階	それがどう活かされたのかが重要である。 見守り活動の推進に課題がある地域へどう支援していくかなど今後進めていく必	見守りの推進に課題がある地へのが表に特化いした働きないがあるができますである。 一日では、大きなでは、いいでは、大きながでないののでは、いいでは、大きなでは、いいでは、大きなでは、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きないが、はいいが、大きないが、はいいは、はいは、はいは、はいは、はいは、はいは、はいは、はいは、はいは、

	3年間の総合評価				 令和3年度以降に向けて(次	
項目	①達成度	② 今後 に 向けて	評価理由・意見など	残された課題	期計画期間に向けて)	
3-2 地域における 相談支援体制 の充実に向け た取組み	A	В	コロナ禍でも、見守り相談室では、ケース会議、連絡会で各状況する 場が増えている (地域からの相談件数)。地域からの相談件数が、年度ごとから、地域を見守り相談室等のはと見守り相談を変していることをできる。	機関がアプローチしにくい 地域もあるので、地域に向	困りごとを抱える方を地域 住民が早く見つけるための 地域内の各種団体に向けた	
3-3 複合的な課題 を抱える住民 に対応する相 談機関の全市 的な連携強化	В	В	生活困窮者自立相談支 援窓口や見守り相談室 等の各相談支援機関の 情報交換会等の回数が 増加し、情報共有と で、区社協と各相談を 援機関との連携機に 高まったと捉えるで、援 援機関との支援機能が 高まったとより実際の支援 携により実際の支援に つながっているかを検 証する必要がある。	相談支援機関に相談しても別の機関を案内されることもある。連携強化が実際の支援につながるということを全区に根付かせる必要がある。	め、具体的な事例を通して 見える活動の紹介と地域か	

平成30年度(1年目)

計画記載内容	1-2 住民相互の助け合い活動(生活支援サービスなど)の展開に向けた支援
主 担 当 課	地域福祉課 (1)3年間の推進イメージ(目標)

(1) 3年間の推進イメージ(目標)

3年間を通しての目標と、1年ごとの展開を まとめる。 (年度ごとに見直し可能)

目標	住民相互の助け合い活動(生活支援サービスなど)が、多様な担い手の参画により、ニーズに応じた内容により、全区で展開されることをめざす。			
現 状	地域のニーズ・特性等に応じて、有償による助け合い活動、移動支援、買い物支援 などの助け合い活動(生活支援サービスなど)に取り組まれている区がある。実施 主体は、NPO・事業者・地域団体・区社協、それらの協働によるものなどさまざ ま。ニーズが把握され、関係者による検討がすすんでいる区もある。			

	1年目
めざす 状態像	具体的な活動展開の準備段階 として、各区社協の取組み状 況が把握・共有され、機運が 高まる。
取組み	・各区社協の取組み状況の把握・支援 ・区社協間の取組み状況や方向性の共有(3年間を通じて実施)

2年目

テーマごとの実践例や課題 等が整理・共有され、区ご との活動展開につながる。

・有償活動・移送・買い物 などのテーマごとのノウ

3年目

全区で活動が展開され、 実施区の活動継続に向け た課題が整理される。

- ・2年目の取組みの継続
- ・実施区の活動の継続に

(2) 市社協としての当該年度の具体的な取組み

「目標」「当該年度のめざす状態像」に向かって、 今年度、具体的に実施したことをまとめる。

(2) 市社協としての1年目の具体的な取組み

取組み	具体的な取組みと 数値化項目	結果・成果物等
各区社協の取組み状況の把握・支援	①区担当ヒアリング・ヒアリング先数②区への継続的支援・継続支援した区数	①24区社協にヒアリング実施(7~8月)…生活支援 サービスに関する取組み状況や課題等について聞き取り。結果を一覧表にまとめて共有した。 ②1区社協に継続支援…1区社協のニーズ調査の企画会 議に参加。

資

各区社協の取組み

③生活支援体制整備事業 状況の把握・支援 連絡会(24区)・幹事 会(5区)の開催

- ・連絡会回数
- ・幹事会回数

③連絡会6回(予定含む)、幹事会5回(予定含む) …幹事会での企画を経て、24区社協の生活支援コー ディネーターが集まる連絡会を隔月開催。有償による助 け合い活動の実施区社協の状況を特性比較する一覧表を 作成して連絡会で共有(7月)。また、グループ討議 テーマで「生活支援活動(サービス)を考える|を取 り入れて、取組みの展開イメージや課題などを共有した (9月)。終了後のアンケートでは、「持ち帰って白区 での展開を考えたい」などの声もあった。

参考:区社協における関連取組み

向けた支援。また、区社協独自事業、区 る区社協がある。

生活支援体制整備事業の一環として、生 (3) 評価時点での到達点や効果を確認する視点とその結果

「当該年度のめざす状態像」をもとに、到達度を確認するポイ ントを設定して、その結果をまとめる。

(3) 評価時点での到達点や効果を確認する視点とその結果

到達点や効果を 確認する視点	把握・確認方法	結果・考察		
各区社協が、住民相互 の助け合い活動(生活 支援サービスなど)の 展開に向けた具体的な 動きを開始している	区担当ヒアリング、 連絡会を通した取組 み状況の把握(必要 に応じて個別に聞き 取り)	●各区社協で何らかの動きが見られる 具体的な活動事例として、有償等の助け合い活動の実施 や、地域・企業との協働による買い物支援、集いの場へ の移動支援の活動などが見られる。また、ニーズ把握 (4)全体を通しての当該年度のふりかえり		
		目標に向かって、今年度どうであったか、担当者と		

(4) 全体を通しての今年度のふりかえり

今年度の推進に対する自己評価

- ・各区社協の取組み状況・課題意識を把握 し、連絡会を通して展開イメージが共有さ れたことで、具体的な活動に向けた準備段
- 階としては一定達成することができた。 ・事例からは、多様な担い手(地域団体、移

齢者など)の参画が見られる。

動販売をおこなう企業、60~70代の高

見えてきた課題/次年度に向けて

- ・ニーズ・既存の資源を把握した後の具体的な展開とし て「移動支援をどのように具体化するか」「有償活動 のコーディネーターの確保」などの課題が見えてきた ことも踏まえ、テーマごとの取組み状況・課題を整理 していく。
- ・また、生活支援体制整備事業の事例集を作成予定のた め、その中でも事例収録し、発信する。

本様式を項目ごとに年度単位(1年目・2年目・3年目)で作成。評 価会議で提示・説明し、評価・検証を実施した。最終的な評価結果の 全項目一覧はP.7、各項目の詳細はP.53~56参照。

6 大阪市地域福祉活動推進委員会要綱及び委員名簿

大阪市地域福祉活動推進委員会要綱

(設置)

第1条 大阪市における地域福祉活動の推進を目的として、大阪市社会福祉協議会に大阪市地域福祉 活動推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置する。

(所管事務)

- 第2条 推進委員会は、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 大阪市における地域福祉活動の推進と発信に関すること
 - (2)大阪市社会福祉協議会及び大阪市各区社会福祉協議会が行う地域福祉推進の取組みに関する こと
 - (3) その他、地域福祉の推進に必要と認められる事項に関すること

(組 織)

- 第3条 推進委員会は、委員18名以内で組織する。
 - 2 推進委員は、区社会福祉協議会代表、社会福祉事業を行う者、社会福祉活動を行う者及び学 識経験者等の中から会長が委嘱する。
 - 3 推進委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選によりこれを定める。
 - 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。
 - 5 委員長は、専門の事項について審議する必要があるときは、推進委員会に専門アドバイザー を置くことができる。
 - 6 委員長は、相談役を置くことができる。相談役は、会長がこれを委嘱する。
 - 7 相談役は、委員長の諮問に応じるほか、推進委員会の運営について意見を述べることができる。

(会議)

- 第4条 推進委員会の会議は、委員長が招集して行う。
 - 2 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。
 - 3 委員長は、行政の立場から助言や情報提供が必要と認めるときは、大阪市福祉局にオブザー バーとして会議に出席を求めることができる。
 - 4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に会議に出席を求めることができる。

(任期)

第5条 推進委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員によって就任した推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門部会)

第6条 委員長は、推進委員会に専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

2 部会について必要な事項は、委員長が定める。

(庶 務)

第7条 推進委員会の庶務は、地域福祉課において処理する。

(細 目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

(附 則)

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成25年9月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 6 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 7 この要綱は、平成28年6月15日から施行する。
- 8 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

大阪市地域福祉活動推進委員会委員名簿

	氏 名	役職等
委員長	松端克文	武庫川女子大学 文学部 心理・社会福祉学科 教授
委 員	阿 部 賢 太	クラーク記念国際高等学校 大阪梅田キャンパス キャンパス長
委 員	阪 中 雅 博	大阪市市民後見人連絡協議会 会長
委 員	鈴 木 大 介	大阪成蹊短期大学 幼児教育学科 准教授
委 員	髙城淳一	一般財団法人住友生命福祉文化財団 常務理事
委 員	中 西 裕	社会福祉法人 四恩学園 理事長
委 員	仲 村 千 秋	社会福祉法人 大阪市平野区社会福祉協議会 事務局長
委 員	平田篤州	元 社会福祉法人 産経新聞厚生文化事業団 理事長
委 員	福田留美	NPO法人 にしよど にこネット 代表理事
委 員	藤原勇治	社会福祉法人 大阪市手をつなぐ育成会 理事
委 員	松下美佳子	東住吉区 東田辺地域福祉サポーター
委 員	三 田 和 夫	社会福祉法人 大阪市淀川区社会福祉協議会 会長
委 員	山 田 裕 子	NPO法人 大阪NPOセンター 副代表理事
委 員	山 本 文 雄	大正区民生委員児童委員協議会 会長

相談役	上野谷 加代子	同志社大学 社会学部 社会福祉学科 名誉教授
-----	---------	------------------------

(任期:令和4年3月31日まで)

第2期 大阪市地域福祉活動推進計画 策定会議

	所 属	名 前
学識経験者	佛教大学 福祉教育開発センター 講師	金田喜弘
区社協	 此花区社会福祉協議会 見守り支援ネットワーカー 	鹿島諒
	中央区社会福祉協議会 事務局長代理	小原昌孝
	西区社会福祉協議会 生活支援コーディネーター	石 井 まどか
	旭区社会福祉協議会 包括支援担当	岡 史織

事務局

市社協	大阪市社会福祉協議会 地域福祉課長	堀	江	幸	代
	地域福祉課副主幹	巽		俊	朗
	地域福祉課主査	奥	保	貴	永
	地域福祉課員	西	坂	直	哉
	地域福祉課員	Ш	淵	章	大
	地域福祉課員	栗	原	葉	子

大阪市・各区社会福祉協議会とは

社会福祉法に位置づけられた、地域福祉の推進を目的とする、公共性の高い民間団体です。 大阪市社会福祉協議会は、広域的な役割を担い、より住民に身近な各区の社会福祉協議会では、 「地域を支える|「ひとりを支える| ための多岐に渡る事業を展開しています。

地域を支える

さまざまな団体が取り組む、居場所づくりや見守り活動などに出向き、活動上の悩みの相談に乗ったり、 問題の解決に向けた新たな活動をサポートします。また、ボランティアをしたい人と、ボランティアを お願いしたい人をつなぐ役割も担います。

ひとりを支える

窓口や電話、地域に出向いて、困りごとを抱える人の相談を受けつけ、住民や関係機関と連携しながら、その人らしい暮らしに向けて支援します。高齢者の相談、生活や家計に困っている人の相談、どこに相談してよいかわからない、という相談も含めて、まずは受け止めます。(区ごとに相談機能の実施状況には違いがあります。より適切な窓口にご案内する場合があります)

大阪市・各区社会福祉協議会 連絡先一覧

社協名	電話番号	社協名	電話番号		
北区	06-6313-5566	東淀川区	06-6370-1630		
都 島 区	06-6929-9500	東 成 区	06-6977-7031		
福島区	06-6454-6330	生 野 区	06-6712-3101		
此花区	06-6462-1224	旭 区	06-6957-2200		
中央区	06-6763-8139	城 東 区	06-6936-1153		
西 区	06-6539-8075	鶴見区	06-6913-7070		
港区	06-6575-1212	阿倍野区	06-6628-1212		
大正区	06-6555-7575	住之江区	06-6686-2234		
天王寺区	06-6774-3377	住 吉 区	06-6607-8181		
浪 速 区	06-6636-6027	東住吉区	06-6622-6611		
西淀川区	06-6478-2941	平 野 区	06-6795-2525		
淀川区	06-6394-2900	西 成 区	06-6656-0080		
	社会福祉法人 大阪市社会福祉協議会 06-6765-5606				



「第2期 大阪市地域福祉活動推進計画」の概要について

- ●本計画は、大阪市における地域福祉を進めるため、地域住民、地域団体や関係機関、社会福祉施設、NPO、企業、学校等の多様な民間活動の実施主体が 協働して取り組んでいくための目標や方向性をまとめたもの。(策定主体:社会福祉法人 大阪市社会福祉協議会)
- ●住民主体の考え方を常に確認しながら、市社協と24区社協が計画項目に基づき、それぞれの推進方針を定め、相互に連携し計画的に推進する。
- ●大阪市が策定する「第2期 大阪市地域福祉基本計画」と、理念や方向性を共有し、協力・連携しながらともに地域福祉を推進する。

第1章 計画の位置づけ

● 計画策定の背景

- 計画の位置づけ・構成
- 計画策定及び推進・評価の方法

第2章 大阪市の地域福祉を取り巻く状況

- ●「大阪市における地域福祉にかかる実態調査」の結果から
- 新型コロナウイルス感染症がもたらす影響
- ●「つながり・支え合うことができる福祉コミュニティづくり」をめざして

計画期間

令和3年4月1日~ 令和6年3月31日 (3年間)

策定にあたり、大阪市地域福 祉活動推進委員会での検討と あわせて、区社協職員、学識経

験者で構成する「策定会議」を

設置・開催。各区社協からも意 見聴取を段階的に実施した。

計画の基本理念「つながり・支え合うことができる福祉コミュニティをつくる」

第3章 地域福祉推進に向けた 基本目標

第4章 大阪市社協・各区社協の取組み方針

地域福祉活動の 3つの基本目標

場づくり・つながりづくりを 絶やさない

見守りと生活支援・相談支援 に取り組む

参画と協働による地域づくりを 拡げる

2つの視点

地域における共生・人権尊重

災害への備え

区社協が実践する具体的項目

- 1 地域生活課題の予防・解決に向けた 小地域福祉活動の支援
- 2 多様化する生活課題・福祉課題への 対応
- 3 参画・協働による地域づくり・場づくり
- 4 地域における共生をめざした 福祉教育の推進
- 5 平時からの防災にかかる取組みの 推進
- 6 地域資源や福祉に関する情報の 把握と発信

市社協として実践する 具体的項目

区社協活動の支援

広域での取組みの推進

計画では、地域福祉活動を進 めるうえでの3つの基本目標と、 共通しておさえておきたい2つ の視点を提案している。

地域福祉を推進するために、各 区社協が実践する具体的項目 を記載。各区の実情に応じて推 進方針をまとめ、各年度の事業 計画に反映し実施することとす

(6つの大項目、15の小項目で 構成)

市社協として実践する具体的 項目として、区社協活動の支援 と広域での取組みを掲げてい る。

(9つの項目で構成)

※もっともつながりの強い大項目同士を点線でつないでいますが、直接つないでいない項目同士も相互につながる部分があります。

大阪市地域福祉活動推進計画 【区社協ごとの推進方針】 (本度単位/全項目)

計	画記載内容		前年度末に設定・	→ 年度当初に確認・修正		年度途中(半期)で中間入力 → 年度末にふりかえり(更新)			
・大項目 2・3 設定	・5は大項目ごとに設定については小項目ごとに	現状分析を 踏まえた課題	中期目標 (令和5年度末までの めざす姿) ※状況に応じた見直しも可能	今年度の目標 (年度末のめざす姿)	今年度の具体的な取組み計画 ※誰とどのようにどんな取組みを すすめるか	具体的な取組み の結果	目標に対する 成果・効果・到達点	見えてきた課題、 取組みを通しての 気づきなど	次年度以降に向けて (目標・計画の修正 を含む)
1 地域生活 課題の予防・ 解決に向けた 小地域福祉活 動の支援	(1)地域での話し合いの 場づくり (2)地域における居場所 づくり・見守り活動の推 進 (3)地域アセスメント データの整備と活用								
2 多様化す る生活課題・ 福祉課題への 対応	(1)包括的・重層的な相 談支援の強化								
2 多様化す る生活課題・ 福祉課題への 対応	(2)生活のしづらさを抱 える人を支える取組み								
2 多様化す る生活課題・ 福祉課題への 対応	(3)生活支援·介護予防 の充実に向けた支援強 化								
働による地域	(1)区ボランティア・市民 活動センターを中心と した新たな参画と協働 の促進								
働による地域	(2)こどもの居場所(こども食堂や学習の場、遊びの場等)の創設・継続の支援								

大阪市地域福祉活動推進計画 【区社協ごとの推進方針】 く年度単位/全項目〉

=			 前年度末に設定 → 年度当初に確認・修正					・左舟ナースロからロ	(市虻)
・大項目1・4・5は大項目ごとに設定 ・大項目2・3については小項目ごとに 設定 ※本列の文言は加筆・修正しない		現状分析を 踏まえた課題	中期目標 (令和5年度末までの めざす姿) ※状況に応じた見直しも可能	→ 年度当初に確認・修正 今年度の目標 (年度末のめざす姿)	今年度の具体的な取組み計画 ※誰とどのようにどんな取組みを すすめるか	年度述 具体的な取組み の結果	中(半期)で中間入力 - 目標に対する 成果・効果・到達点	● 年度未にかりかえり 見えてきた課題、 取組みを通しての 気づきなど	次年度以降に向けて (目標・計画の修正 を含む)
3 参画・協 働による地域 づくり・場づ くり	(3)社会福祉施設による地域における公益的な活動の推進								
4 地域にお ける共生をめ ざした福祉教 育の推進	(1)地域における共生に 向けた住民への啓発・研修等 (2)多様な主体と協働し た福祉教育・ボランティ ア学習の実践								
5 平時から の防災にかか る取組みの推 進	(1)住民・関係機関との協働による区社協としての災害時に備えた体制づくり(2)災害時に備えた地域づくり・見守り体制づくりの推進								
6 地域資源 や福祉に関す る情報の把握 と発信	(1)地域生活課題・地域 福祉活動・社会資源等の 把握・発信 (2)社協に関する効果的 な情報発信と参加・相談 しやすい仕組みづくり								
その他	※区独自項目として任 意で設定可能								

大阪市地域福祉活動推進計画 【区社協ごとの推進方針】 様式

〈項目別/3年間〉

年度	令和3~5年度	最終更新日時	令和 年 月 日	区社協名	○○区社協

大項目	
小項目	

	前年度末に設定 → 年度当初に確認・修正					年度途中(半期)で中間入力 → 年度末にふりかえり(更新)				
	現状分析を 踏まえた課題	中期目標 (令和5年度末までのめざす姿)	当該年度の目標 (年度末のめざす姿)	当該年度の 具体的な取組み計画 ※誰とどのようにどんな 取組みをすすめるか	具体的な取組み の結果	目標に対する 成果・効果・到達点	見えてきた課題、 取組みを通しての 気づきなど	次年度以降に向けて (目標・計画の修正 を含む)		
1年目 (令和3年度)										
2年目 (令和4年度)	※上記課題を必要に応じて更新	※当初設定した中期目標を必要に 応じて修正								
3年目 (令和5年度)	※上記課題を必要に応じて更新	※当初設定した中期目標を必要に 応じて修正								

【3年間の取組み結果の総括】	

第2期

大阪市地域福祉活動推進計画

令和3年度~令和5年度

令和3年3月

発行: 社会福祉法人 大阪市社会福祉協議会

大阪市天王寺区東高津町 12-10 大阪市立社会福祉センター内 TEL 06-6765-5606 FAX 06-6765-5607 HP https://www.osaka-sishakyo.jp/ メール fukusi@osaka-sishakyo.jp

※本冊子は共同募金配分金を活用して作成しました。